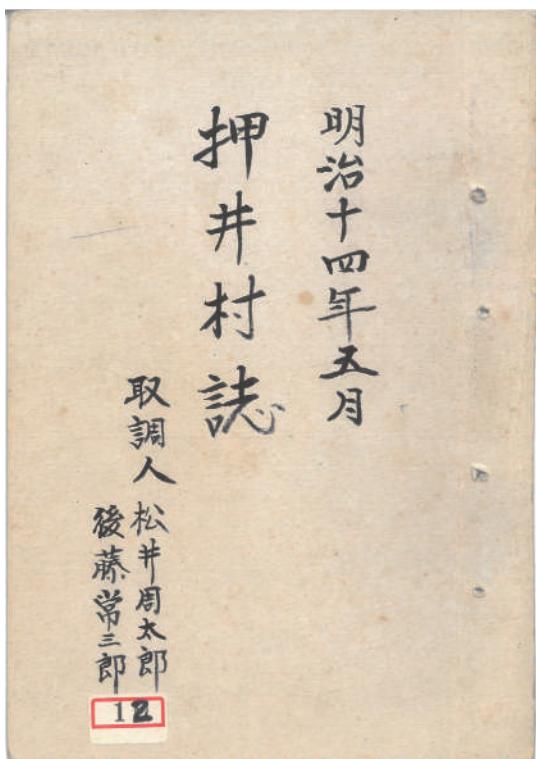


【押井町資料 12】

注：本誌に赤字で書かれた箇所は赤字、字や意味が不明確な箇所は青字。

ルビおよび（ ）内の西暦は便宜上追記したもの。



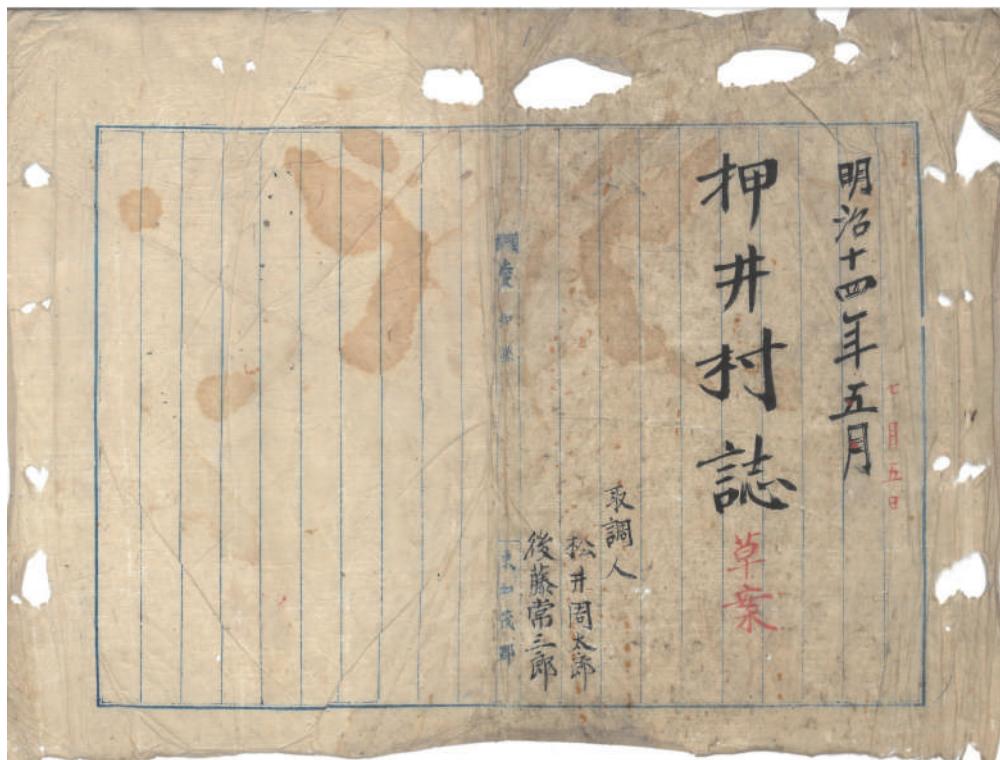
〈表紙〉

明治 14 (1881) 年 5 月

押井村誌

取調人 松井周太郎

後藤常三郎



〈通し番号 1〉 トビラ

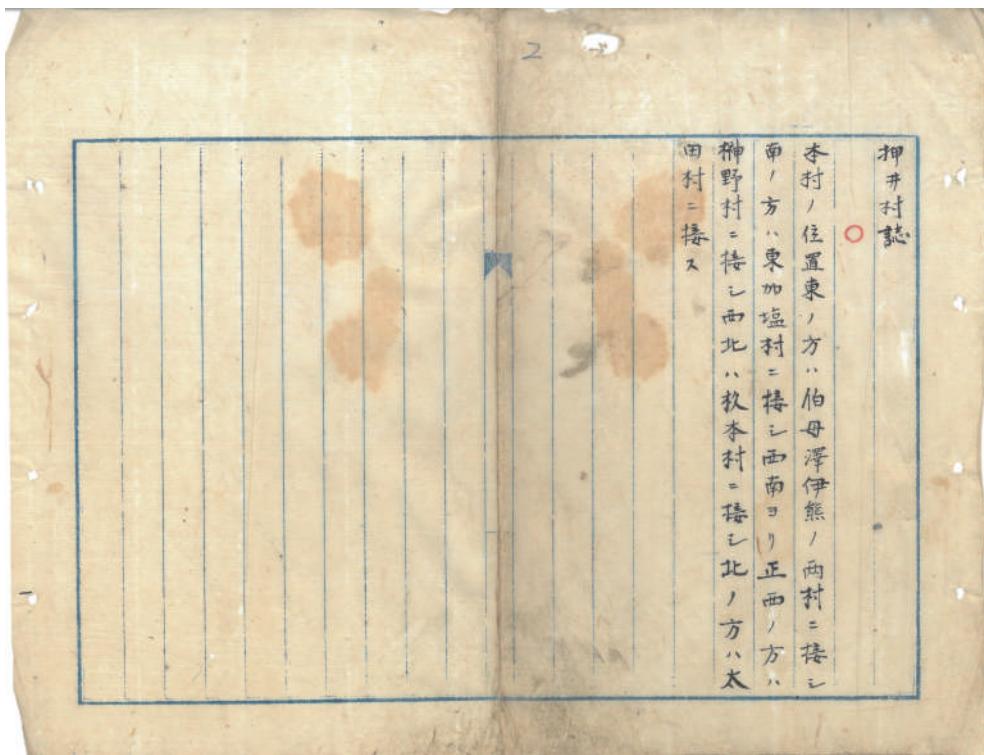
明治 14 年 7 月 5 日

押井村誌 草案

取調人

松井周太郎

後藤常三郎

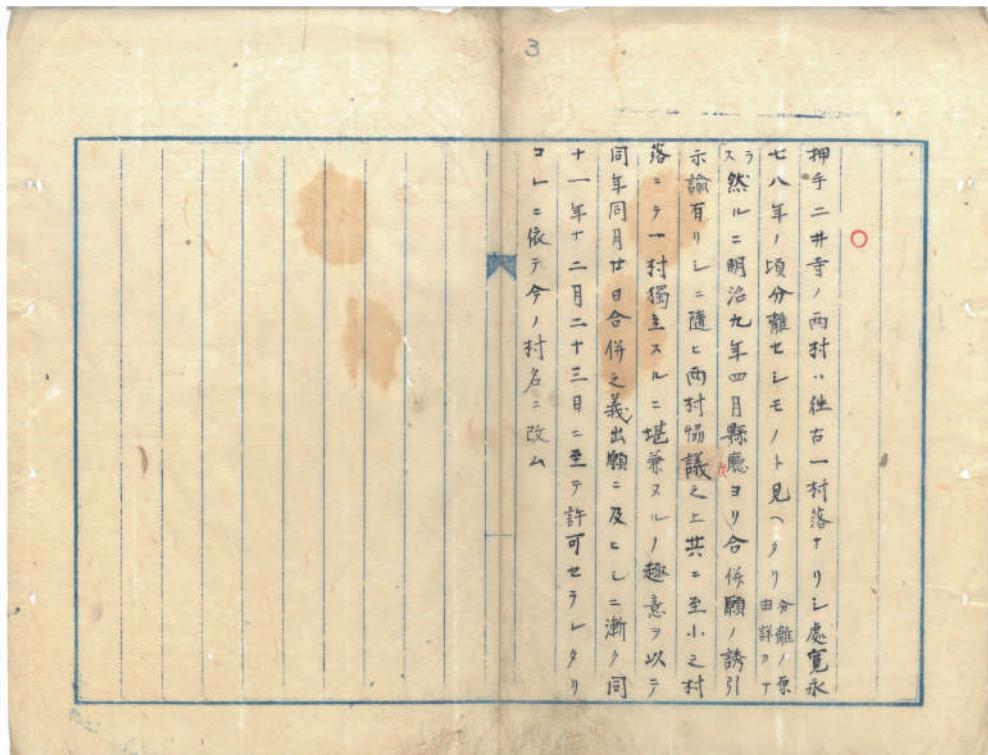


〈通し番号 2〉 村の位置関係

押井村誌

○

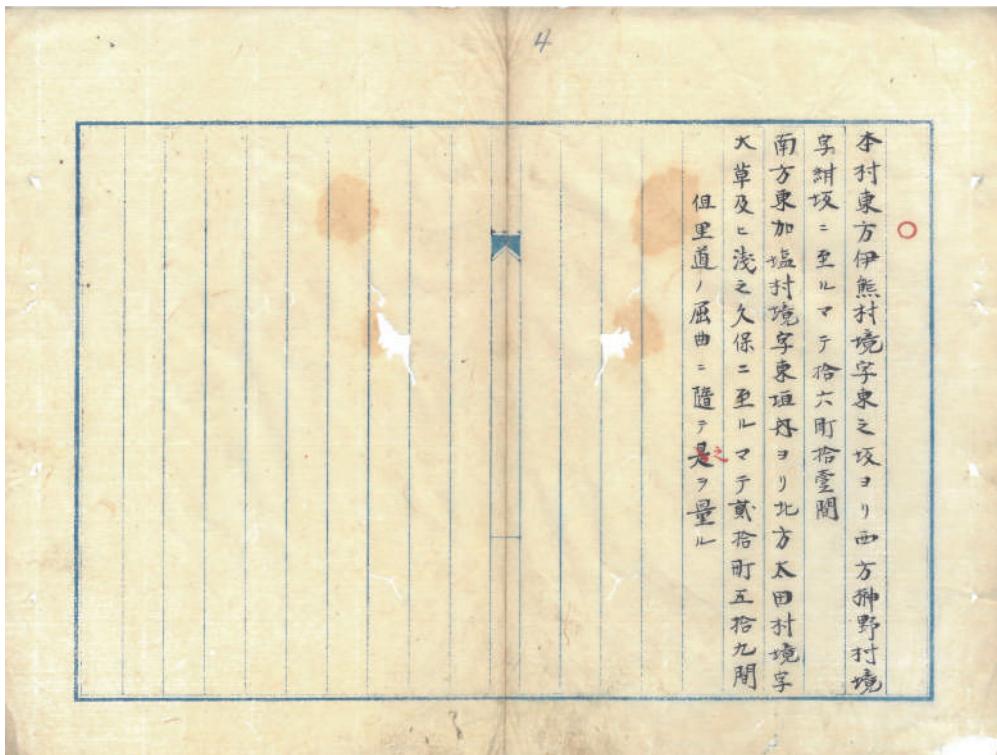
本村は、東の方は伯母澤伊熊の両村に接し、南の方は東加塩村に接し、西南より正西の方は榊野村に接し、西北は杉本村に接し、北の方は太田村に接する。



〈通し番号 3〉 村の概要

○

押手二井寺の両村は遠い昔は一村落であったが、寛永 7、8（1630、1631）年に分離したようである（分離した原因の詳細はわかつていない）。しかし、明治 9 年 4 月に県庁から合併願いの誘いと説得があり、それに従い両村協議の上で、共に小村落の一村落として独立することは堪え兼ねるとの趣意をもって同年同月 20 日に合併の義を出願し、ようやく同 11 年 12 月 23 日に許可がおりたので、これによつて今の村名に改めた。



〈通し番号 4〉 村の境界と距離

○

本村の東方、伊熊村の境字である東之坂より西方、榎野村の境字である紺坂に至るまで、16 町 11 間。

南方の東加塙村の境字である東垣内より北の方、太田村の境字である大草および浅之久保に至るまで、20 町 59 間。

ただし、道の曲がり具合にしたがってこれを計測した。

※ 1 町 = 60 間 = 360 尺 = 約 109m

※ 東之坂：現・豊田市押井町東之坂

※ 紺坂：現・豊田市押井町紺坂

※ 東垣内：現・豊田市押井町東垣内

※ 大草：現・豊田市押井町大草

※ 浅之久保：現・豊田市押井町浅之久
保

5

總計反別八拾三町九反九畝拾四步ノ九百七拾一筆	○
總計地價金二千十三拾貳圓九拾八錢八厘	
總計地租金百七拾五圓八拾九錢七厘	
此譯	
田反別拾五町九丈八畝拾壹步 百八拾七筆	
壹丈三畝拾六步 冷泉場	
此地價金五千四百八拾八圓五十三錢	
此地租金百三拾七圓貳拾三錢九厘	
畑反別拾貳町七丈四步 二百六拾九筆	
此地價金一千七拾九圓六拾六錢	
此地租金貳拾七圓三錢	
一下畑拾貳步	
此分米四升	田畠平均 解盛十斗
取禾貳升三合貳勺	田畠均一 免五つ8分
指口米合貳升五合貳勺	但し指口米の法 九七ニツナムス
改正反別	
一畠三畝四步	
此地價金貳圓七拾六錢	
此地租金六錢九厘	
百分二十七半	

〈通し番号 5〉 村全体の反別・地価金・地租金とその内訳

○

総計は、反別で 83 町 9 反 9 畝 14 歩、971 筆。

総計は、地価金 7032 円 98 錢 8 厘。

総計は、地租金 175 円 89 錢 7 厘。

内訳は、

田は反別で 15 町 9 反 8 畝 1 歩、187 筆。

内、1 反 3 畝 16 歩は冷泉場。

この地価金は、5488 円 53 錢。

この地租金は、137 円 23 錢 9 厘。

畑は反別で 12 町 7 反 4 步 269 筆。

この地価金は、1079 円 66 錢。

この地租金は 27 円 3 錢。

一 下畑は 12 歩

この分は米 4 升。 田畠平均 石盛 10 を

取米 2 升 3 合 2 勺。 田畠均一 免 5 つ 8 分。

指口米は合 2 升 5 合 2 勺。 但し、指口米の法 972 を乗せ

る

※地価金：地租を算出するもととなる土地の価格。

※地租金：明治 6（1873）年の地租改正により土地に賦課された租税。

※指口米：おそらく指米（合米）のこと。

年貢米を運ぶ際、途中で減量する分をあらかじめ付加した米。

←輸送中に減った分は村負担？

←指口米の法 972 を乗せる、とは？

改正反別

一 番は 3 畝 4 歩 1 筆

この地価金は 2 円 76 銭。

この地租金は 6 銭 9 厘。 百分 2 ヶ半

←百 z2 ヶ半?

6

石者舊小澤村飛地字大そら	明治九年
改租之際本村字紺沢へ組込之ヶへ	
宅地反別壹町七反九畝拾五步	四拾二筆
此地價金三百八拾九圓五拾貳錢	
此地租金九圓二拾四錢壹厘	
荒田反別貳拾六步	
荒畠反別壹反三畝五步	
山反別五拾貳町七反或取貳拾七步	四筆
此地價金五拾八圓貳厘	四百三十五筆
此地租金圓四拾五錢三厘	
一山反別拾貳步	東加茂郡
此地價金三厘	四筆
此地租金壹厘半未滿	
石者舊小澤村飛地字大そら明治九年改	
租之際本村字紺沢へ組込之ヶへ	
藪反別四反壹畝四步	合四筆
此地價金拾七圓貳拾七錢六厘	
此地租金四拾三錢四厘	
神地反別二畝八步	
溜池敷反別三畝貳拾六步	
此地租金四拾三錢四厘	
三 貳 筆	

〈通し番号 6〉

右は、旧小澤村飛地字大そらを、明治9年改租の際に本

←大そらとはどこを指す？

村字紺沢へ組み込んだ分も入る。

飛び地ができた理由は？

宅地は、反別で1町7反9畝15歩 42筆

この地価金は、389円52銭。

この地租金は、9円74銭1厘。

荒田は、反別で26歩

荒畠は、反別で1反3畝5歩 4筆

山は、反別で52町7反2畝27歩 431筆

この地価金は、58円2厘。

この地租金は、1円45銭3厘。

一 山は、反別12歩 2筆

この地価金は、3厘。

この地租金は、厘位未満。

右は、旧小澤村飛地字大そらを、明治9年改租の際に本村字紺沢

へ組み込んだ分も入る。

藪は、反別で4反1畝4歩 14筆

この地価金は、17円27銭6厘。

この地租金は、43 錢 4 厘。

神地は、反別で 7 畝 8 歩 2 筆

溜池敷は、反別で 3 畝 26 歩 3 筆

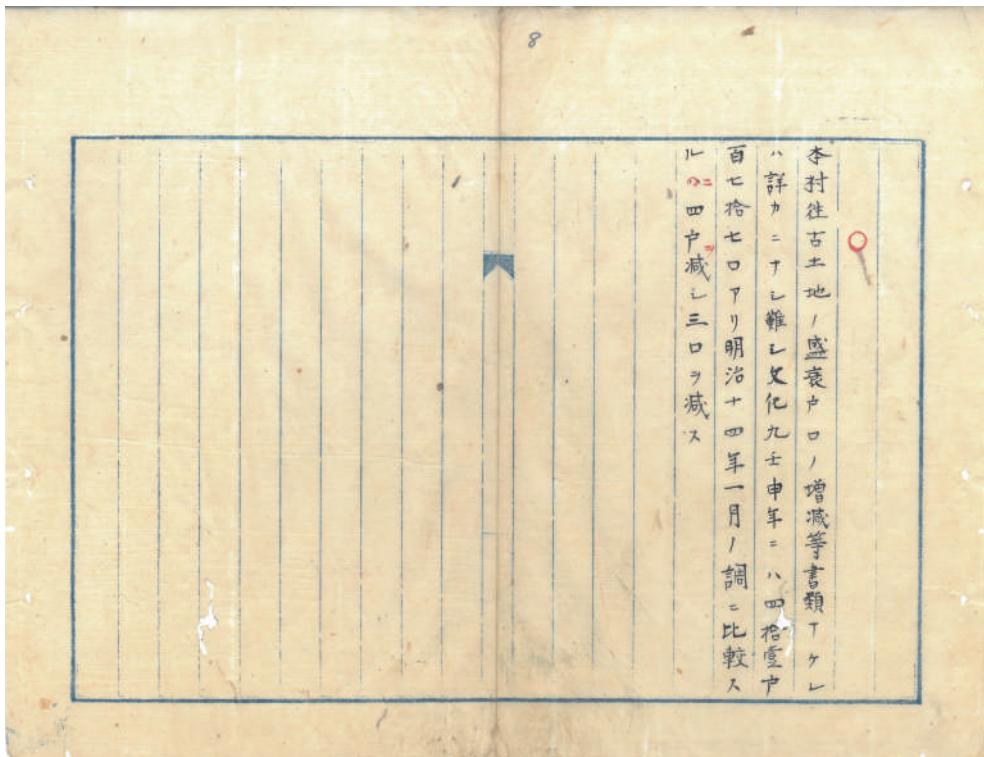
墓地文別壹文貳八歩
 己上
 十九筆
 右悉皆民有地本村内ニ官有ノ地種ナシ

〈通し番号 7〉

墓地は、反別で 1 反 2 畝 8 歩 19 筆

右はすべて民有地であり、本村内に官有の地種はない。

←入会など共有地は？



〈通し番号 8〉 戸数

○

本村の昔の土地の盛衰や戸口の増減などは書類がないため詳細は
わかり難い。文化9みずのえさる（1812）壬申年には、41戸 177口あり、明治
14（1881）年1月の調査と比較すると、4戸減、3口減である。

9

本村ノ地 形甚々險 岨ニシテ水 田一枚三百 坪ニ	本村ノ地質 大凡赤土四 分砂磧地六 分	本村地位下 之下	人口百七拾 四人　各八十八 人男	戸數三拾七戸・但 寺ノ葉入ス但ト
本村ノ地 形甚々險 岨ニシテ水 田一枚三百 坪ニ	本村ノ地質 大凡赤土四 分砂磧地六 分	本村地位下 之下	人口百七拾 四人　各八十八 人男	戸數三拾七戸・但 寺ノ葉入ス但ト

〈通し番号 9〉 戸数・人口・地質・土地の特徴

○

戸数 37 戸 但し、一ヶ寺を算入している

○

人口 174 人 内 88 人が男、86 人が女

○

※地位：収穫量による土地の等級。

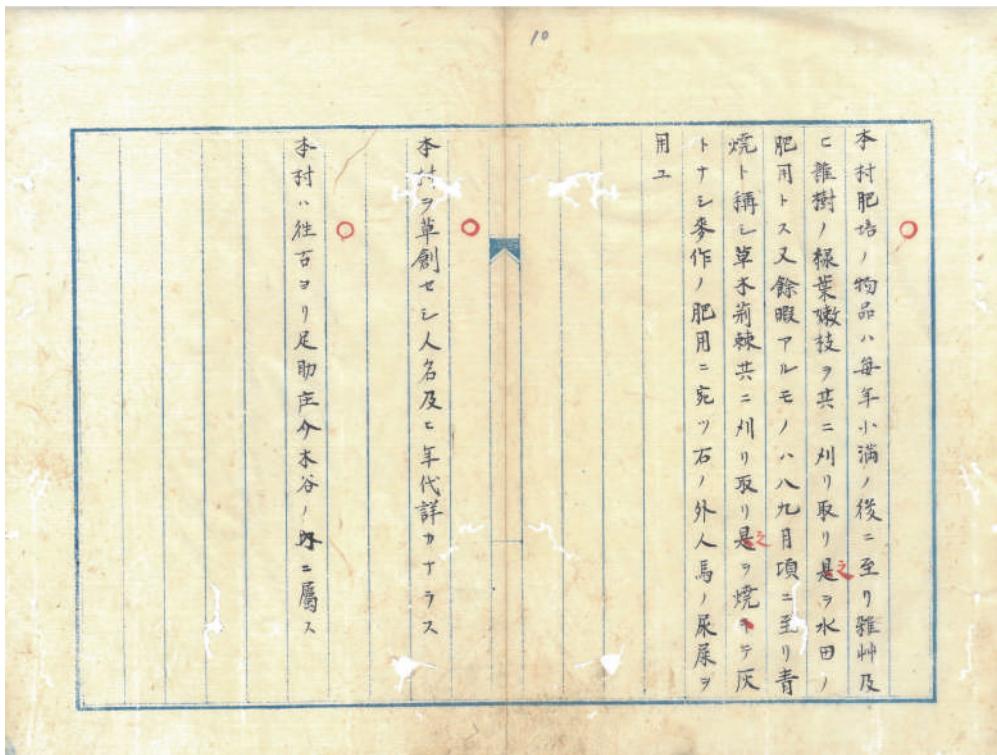
本村の地位は、下の下

○

本村の地質はおおよそ、赤土の土地が 4 割で砂磧が 6 割

○

本村の地形はたいへん険しくそばだっており、水田は一枚 300 坪
 あるものではなく、また、2 反 5 畝 28 歩にしめて 52 枚あるものもあり、
 その険しさが想像できる。殊に旧二井寺村の分域はまったく伊熊村
 岩根の山脈上にあるため、旱魃に苦しめられることが多い。



〈通し番号 10〉 肥料・村の起源・属した庄



本村で肥培する物品は、毎年小満の後に雑草や雑木の緑葉・若枝とともに刈り取り、これを水田の肥料とする。また、余暇のある者は8～9月頃に青焼きと称して草木やイバラを共に刈り取り、これを焼き灰にして来年の作付けの肥料にあてる。このほか、人馬の糞尿を用いる。

※小満：二十四気の一つ。立夏から15日目で、陽暦5月21日ごろ。

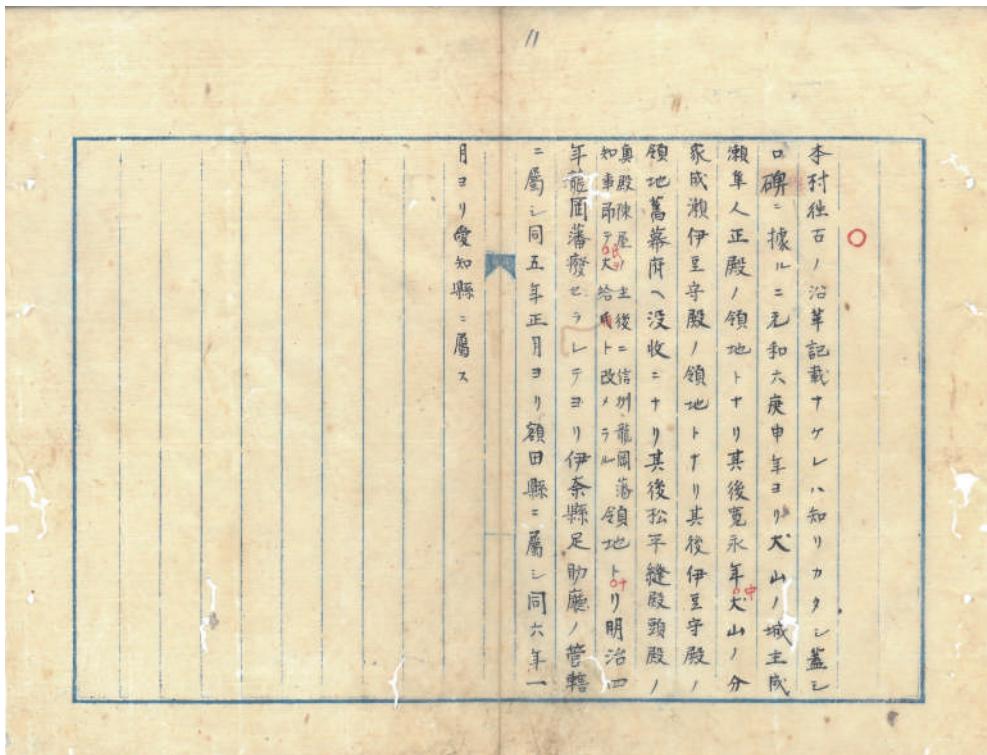


本村を草創した人の名や年代について詳細はわかつていない。



本村は昔から足助庄介木谷の内に属する。

※足助庄介木谷：中世以降、三河でも多くの地域が荘園に組み込まれた。旭の矢作川左岸一帯は、皇室領である八条院領中の高橋新庄の一部だったと考えられる。高橋新庄の境域は明らかではないがかなり広大で、室町時代以降に「足助庄」と呼ばれたものの前身ではないかと思われる。旭の多くの範囲は足助庄の「介木郷」と「阿摺郷」に分かれて属していた。一方、矢作川右岸の三濃村（島崎・下切・下中切・上中切・上切・一色・浅谷・須渕）は、平安時代末期に成立した「遠山莊」の一部。（参考：『旭町誌』p61～）



〈通し番号 11〉 沿革

○

本村の昔からの沿革は記録がないため知ることは難しい。けだし、
言い伝えによれば、元和 6 (1620) 庚申年から犬山城主の成瀬隼
人正殿の領地となり、その後、寛永年中^{かのえさる}に犬山の分家である成瀬
伊豆守殿の領地となり、その後、伊豆守殿の領地が旧幕府へ没収
となり、その後、松平縫殿頭殿（奥殿陣屋の主で後に信州龍岡藩
知事即テ氏を大給と改められる）の領地となり、明治 4 (1871) 年
に龍岡藩が廃止になってからは伊奈県足助庁の管轄に属し、同 5
(1872) 年正月から額田県に属し、同 6 (1873) 年 1 月から愛知県
に属す。

※寛永：1624～1645 年。

※隼人正・伊豆守・縫殿頭は役職名。

←即テ：^{おぎゅう}すなわち等の接続詞？

※大給：大給松平家。松平氏の庶流。

※伊奈県：おそらく伊那県のこと。信濃
国内の幕府領・旗本領を管轄するた
め明治政府によって設置された府藩
県のひとつ。

※額田県：明治 4 年に三河国と尾張国
南部を管轄するために設置された県。
現在の愛知県東部。

12

本村區畫ノ變更ヲ案スルニ明治四年六月始 ^テ 區畫ヲ定メラレ舊押手ニ井寺兩村共第55區ノ域内トナレ此時伊奈縣足助府管轄トナル
明治五年二月區畫改正セラレ舊兩村共大五小區トナル
明治五年五月又區畫ヲ改メラレ舊押手村ハ第四大區小五區トナル額田縣ニ屬スリ
明治六年二月又區畫ヲ改メラレ舊押手村ハ舊第八大區小五區トナリ舊二井寺村ハ第4大區小三區トナル愛知縣ニ屬ヨリ
明治六年八月ヨリ新區ノ編呼ヲ改メラレ舊押手村ハ第8大區小5區トナリ舊二井寺村ハ第8大區小3區トナル
明治七年六月ヨリ舊兩村共第8大區ハ小區トナル
明治九年八月ヨリ舊兩村共第13區トナル
明治十一年十二月ヨリ東加茂郡ノ部内ニ在リ

〈通し番号 12〉 区画変更の経緯



本村の区画の変更を考えると、明治4（1871）年6月に最初の区画が定められ、旧押手・二井寺両村とも第55区の域内となる（このとき、伊奈県足助庁の管轄となる）。

明治5（1872）年2月に区画改正が行われ、旧両村共に大五小区となる。

明治5年5月にまた区画が改正され、旧押手村は第4大区小5区となり、旧二井寺村は第4大区小3区となる（この年正月より額田県に属する）。

明治6（1873）年2月にまた区画が改められ、旧押手村は第8大区小5区となり、旧二井寺村は第8大区小3区となる（この年1月より愛知県に属する）。

明治6年8月から小区の呼び名が改められ、旧押手村は第8大区5小区となり、旧二井寺村は第8大区3小区となる。

明治7（1874）年6月から旧両村ともに第8大区8小区となる。

明治9（1876）年8月から、旧両村とも第13区となる。

明治11（1878）年12月から、東加茂郡の部内にある。

※第55区：おそらく戸籍法（明治4年）による区分け。

※大五小区・第4大区小5区・第4大区小3区：明治5～11年に設置された大区小区制による区域分け。

13

右之外								
此分米四石九斗貳外八合	屋敷又別四反壹貳或步	此分米五百四外二合	中烟又別壹町五反五貳拾四步	下烟又別三町七反貳九步	此分米七石七斗	上烟又別貳貳或拾步	此分米六拾壹石六斗九外五合	上田又別五反壹貳拾步
已上			盛十	盛八	盛十二	盛	盛十一	盛十五
			盛十	盛八	盛十二	盛	盛十三	盛十五
			盛十一	盛十	盛十二	盛	盛十三	盛十五
			盛十	盛八	盛十二	盛	盛十一	盛十五
			盛十一	盛十	盛十二	盛	盛十三	盛十五
			盛十	盛八	盛十二	盛	盛十三	盛十五
			盛十一	盛十	盛十二	盛	盛十三	盛十五

〈通し番号 13〉 寛永年中までの反別と年貢

○

総計は、反別で 13 町 9 反 9 畝 29 歩

この分米は 148 石 8 升 9 合

内

上田は、反別で 5 反 1 畝 10 歩 盛 15

この分米は 7 石 7 斗

中田は、反別で 2 町 1 反 6 畝 8 步 盛 13

この分米は 28 石 1 斗 1 升 5 合

下田は、反別で 5 町 6 反 26 歩 盛 11

この分米は 61 石 6 斗 9 升 5 合

上畑は、反別で 2 畝 20 歩 盛 12

この分米は 3 斗 2 升

中畑は、反別で 1 町 5 反 5 畝 14 歩 盛 10

この分米は 15 石 5 斗 4 升 7 合

下畑は、反別で 3 町 7 反 2 畝 9 歩 盛 8

この分米は 29 石 7 斗 8 升 4 合

屋敷は、反別で 4 反 1 畝 2 歩 盛 12

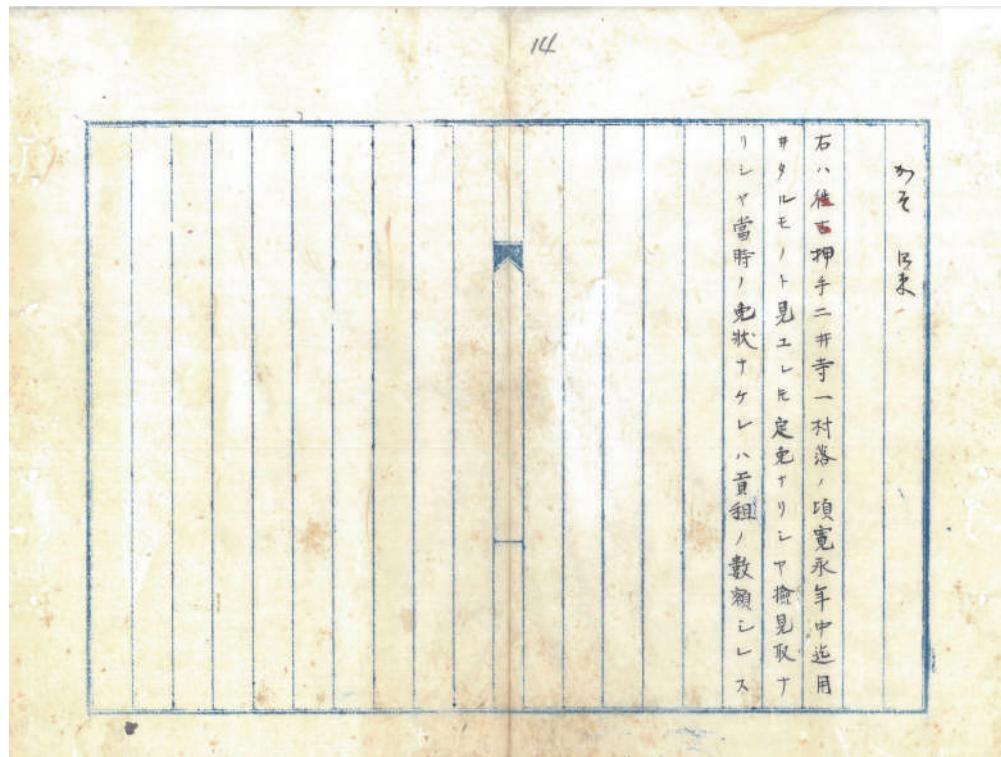
※分米：計算によって求められた年貢
米の量のこと。田畠の広さに石盛（田
畠の上・中・下の品等に比例して定
められる一反当たりの標準収穫量）を
乗じて算出した。

※盛：石盛のこと。

この分米は4石9斗2升8合

以上。

右のほか、



〈通し番号 14〉

かそ 四束

※かそ：楮のこと。

右は押手と二井寺が一村落の頃、寛永年中まで用いたものと思われるが、定免なのか検見取りなのか、常時の免状がないため貢租の数や額がわからない。

※定免：おそらく定免法のこと。主に江戸時代で行われた年貢徵収法のひとつで、一定の期間の収穫量の平均から年貢率を決めるやり方。

※検見取：定免法より前から行われていた年貢徵収法。毎年役人を派遣して作物の出来を調べ、貢租量を決めるやり方。

〈通し番号 15〉 旧押手村の石高・年貢・内訳および改正反別

○

一 本途新田の石高は、合わせて 29 石 5 斗 2 升 3 合

この内訳は、

上田は、反別で 5 反 1 畝 10 歩 盛 15

この分米は 7 石 7 斗

中田は、反別で 2 町 1 反 6 畝 8 歩 盛 13

この分米は 28 石 1 升 5 合

下田は、反別で 2 町 8 反 3 畝 14 歩 盛 11

この分米は 31 石 1 斗 8 升 1 合

この下田の反別の内、

下田は、反別で 3 反 2 畝歩 盛 11

この分米は 3 石 5 斗 2 升

取米は 1 石 5 斗 4 升 5 合 免 4 つ 3 分 9 厘

改正反別

田は、反別で 6 反 3 畝 25 歩 8 筆

この地価金は 213 円 26 錢

この地租金は 5 円 33 錢 2 厘 100 分の 2 ヶ半

※本途：おそらく本途物成のこと。江戸時代、田畠に課せられた基本的な租税。本途新田は新田分の租税？

※取米：江戸時代の年貢米のこと。

←免とは、分米から免除された割合？それを差し引いたものが取米？

右の字の 1 升田の飛び地の内、明治 9 年の改租の際に明賀村字
宮向へ組み込まれた。

反別は合わせて 5 町 5 反 1 畝 2 歩

16

			分米合六拾六石九斗九升外六合
		外	
	四石八斗四合		
高合七拾壹石八斗	本途田高	無地高	
四石八斗四合		無地高引	
五斗壹外		永引	
三石六斗七外七合		年々引	
六石八斗三外四合		檢見平均引	
殘高五拾五石九斗七外五合			
此取米貳拾四石五斗七外三合 免四つ三分九厘 上畑貳貳拾步			
此分米三斗貳外			
中畑町四夏壹貳拾六步	盛	十	
此分米拾四石壹斗八外六合			
下畑貳貳夏三貳拾九步	盛	八	
此分米拾七石九斗壹外八合			
下田畑貳六貳拾貳步	盛	十一	
此分米七斗四合			
屋敷三天壹貳拾六步	盛	十二	

〈通し番号 16〉

分米は、合わせて 66 石 9 斗 9 升 6 合

他に、

4 石 8 斗 4 合

無地高

※無地高引（むじだかひき？ひけ？）：

石盛が古い検知高より減少した場合、
石盛は変更せずにその差額を無地高
として、年貢の対象からはずしたこと。

高は、合わせて 71 石 8 斗 本途田高

内、

4 石 8 斗 4 合

無地高引

※えいひき 永引：江戸時代の年貢の減免処置

5 斗 1 升

永引

の一種。永引高と同じ？

3 石 6 斗 7 升 7 合

年々引

※ねんねんひき 年々引：江戸時代の年貢の減免処置の一種。何らかの事情で年貢を免

6 石 8 斗 3 升 4 合

檢見平均引

除する際、その分を引高として村高から引く「高内引」のひとつ。年々引は田畠から道や堤に地目変更がされた場合に適用され、永引高として恒常化される。

残高、55 石 9 斗 7 升 5 合

※檢見平均引も年貢減免処置の一種？

この取米は、24 石 5 斗 7 升 3 合

免 4 つ 3 分 9 厘

上畑は、2 畝 20 歩

盛 12

この分米は 3 斗 1 升

中畑は、1 町 4 反 1 畝 26 步

盛 10

この分米は 14 石 1 斗 8 升 6 合

下畑は、2 町 2 反 3 畝 29 步

盛 8

この分米は 17 石 9 斗 1 升 8 合

下田畠成は、6 畝 11 歩

盛 11

この分米は 7 斗 4 合

屋敷は、3 反 1 畝 16 歩

盛 13

17

此分米三石七斗八升四合 反別合四町六畝拾三步	外 = 分米合六石六石九斗壹外貳合
武石壹外八合 高合三拾八石九斗三升	無地高引
壹石七斗貳外 三石九斗貳外四合	永引
年々引	旱損平均引
雲石八外六合 残高三拾石壹斗八外貳合 此取米拾石貳斗三外貳合 下田壹町七丈貳拾五步三厘 此分米拾八石七斗九外三合 此新田夏別之路 下田五反九畝拾步 此分米六石五斗貳外七合 改正反別	東加茂郡 免三分九厘 新田盛十一 新田盛十一 新田盛十一 新田盛十一 新田盛十一 新田盛十一 新田盛十一 新田盛十一 新田盛十一

〈通し番号 17〉

この分米は 3 石 7 斗 8 升 4 合

反別はあわせて、4 町 6 畝 13 歩

分米は合わせて 66 石 9 斗 1 升 2 合

他に、

2 石 1 升 8 合

無地高

高はあわせて、38 石 9 斗 3 升 本途畠高

内、

1 石 1 升 8 合

無地高引

1 石 7 斗 2 升

永引

3 石 9 斗 2 升 4 合

年々引

1 石 8 升 6 合

旱損平均引

残高は、30 石 1 斗 8 升 2 合

この取米は 10 石 2 斗 3 升 2 合

免 3 つ 3 分 9 厘

下田は、1 町 7 反 25 歩 3 厘

新田盛 11

この分米は 18 石 7 斗 9 升 3 合

この新田の反別の内、

下田は、5 反 9 畝 10 步

新田盛 11

この分米は6石5斗2升7合

取米は2石3斗5升

免3つ6歩

改正反別

田反別量附歎拾八歩 八筆

此地價金三百文拾壹圓三拾貳錢

此地組金八圓三錢三厘 夏分二ヶ半

右者字重外田飛地之外明治九年改租之
降太田村字壹外田へ組込ニナル

外

三石四斗七升外六合 年々引

壹石七斗八升外六合 檢見平均引

残高拾三石五斗三升壹合 東加茂郡

此取米四石八斗七升外壹合 免三つ六分

取米合三拾九石六斗七升外六合

此指口米三石五斗七升外壹合

合米四拾三石武斗四升外七合 是正租米也

外 = 紙草四束代 山役

一米四升 年々引

一鑑四百八拾三文 檢見平均引

一錢百九拾壹文

一繩 繩

以上舊押手村正租雜稅小物成

〈通し番号 18〉

田は、反別で 1 町 28 歩

8 筆

この地価金は 321 円 32 錢

この地租金は 8 円 3 錢 3 厘

100 分 2 ヶ半

右の字にあった 1 升の田の飛び地の内、明治 9 年の改租

の際に、太田村字に 1 升の田が組み込まれた。

内、

3 石 4 斗 7 升 6 合

年々引

1 石 7 斗 8 升 6 合

検見平均引

残高は、13 石 5 斗 3 升 1 合

この取米は、4 石 8 斗 7 升 1 合 免 3 つ 6 分

取米は、あわせて 39 石 6 斗 7 升 6 合

この指口米は 3 石 5 斗 7 升 1 合

あわせて、43 石 2 斗 4 升 7 合 これが正租米である。

他に、

一 米 4 升

紙草 4 束代

一 鑑 483 文

山役

※ 鑑：粗悪な硬貨。

一 錢 191 文 これは上納する漬蕨の費用の割賦で、毎年 2 月 10

日までに大井村役の元へ差し出す

一 蕁繩 11 把

※蕨繩：ワラビの根から澱粉をとった後の纖維をなって作った繩。

一 摺繩 2 束 1 把

←摺繩とは？

以上、旧押手村の正租と雑税小物成である。

※雑税小物成：雑税＝小物成。

19

一本新高合四拾石貳斗四升外六合	一本新反別合四町三畝拾步
此譯	各
壹斗壹升	永引
七石五升外八合	檢見平均引
残高拾九石八合	
此取米七石四斗三升外貳合	免三つ九分壹厘
中畑反別壹斗貳畝拾步	本途
分米壹石貳斗三升外六合	盛十
下畑反別壹斗三升五畝七步	本途
此分米拾石八斗壹升外九合	盛八
下田畑成七畝拾六步	本途
此分米八斗貳升外九合	盛十二
厘數反別八畝貳拾步	本途
此分米壹石四斗	盛十一
分米令拾三石九斗貳升外四合	本途

〈通し番号 19〉 旧二井寺村の石高・年貢・内訳および改正反別

○

一 本新高は、合わせて 40 石 2 斗 4 升 6 合

本新反別は、合わせて 4 町 3 畝 10 歩

この内訳は、

下田は、反別で 2 町 3 反 7 畝 29 歩 本途

この分米は 26 石 1 斗 7 升 6 合 盛 11

うち、

1 斗 1 升 永引

7 石 5 升 8 合 檢見平均引

残高 19 石 8 合

この取米は 7 石 4 斗 3 升 2 合 免 3 つ 9 分 1 厘

中畑は、反別で 1 反 2 畝 10 歩 本途

分米は 1 石 2 斗 3 升 6 合 盛 10

右來より、3 合目勘定違いが入る

下畑は、反別で 1 町 3 反 5 畝 7 歩 本途

この分米は 10 石 8 斗 1 升 9 合 盛 8

下田畑成は、7 畝 16 歩 本途

この分米は 8 斗 2 升 9 合

屋敷は、反別で 8 畝 20 歩 本途

この分米は 1 石 4 升 盛 12

分米は、合わせて 13 石 9 斗 2 升 4 合 本途

20

外	八 外	永 引	引
壹石七斗壹外七合			
四斗貳外八合			
残高拾壹石五斗九外九合			
此取米三石貳斗九外四合	免二分四厘	旱損平均引	
下田反別拾八步	新田		
此分米六外六合	盛十一		
此取米貳外壹合	免三つ二分		
下畑反別壹畠取歩	新畠		
此取米貳外	盛八		
取米合八石四斗九外九合	東如義郡		
此指口米七斗六外五合	免ニツ五分		
合米九石貳斗六外四合	是正租米也		
米壹外			
總貳百拾三文	紙草一束代		
錢六拾文	役		
以上舊二井寺村正租雜稅小物成	山		

〈通し番号 20〉

うち、

8升 永引

1石7斗1升7合 年々引

4斗2升8合 旱損平均引

残高は、11石5斗9升9合

この取米は3石2斗9升4合 免2つ8分4厘

下田は、反別で18步 新田

この分米は6升6合 盛11

この取米は2升1合 免3つ2分

下畑は、反別で1畠歩 新畠

この分米は8升 盛8

この取米は2升 免2つ5分

取米は、合わせて8石4斗9升9合

この指口米は7斗6升5合

合わせて、米は9石2斗6升4合 これが正租米である。

ほかに、

米1升 紙草1束の代金

鏹 213 文

山役

一 錢 60 文

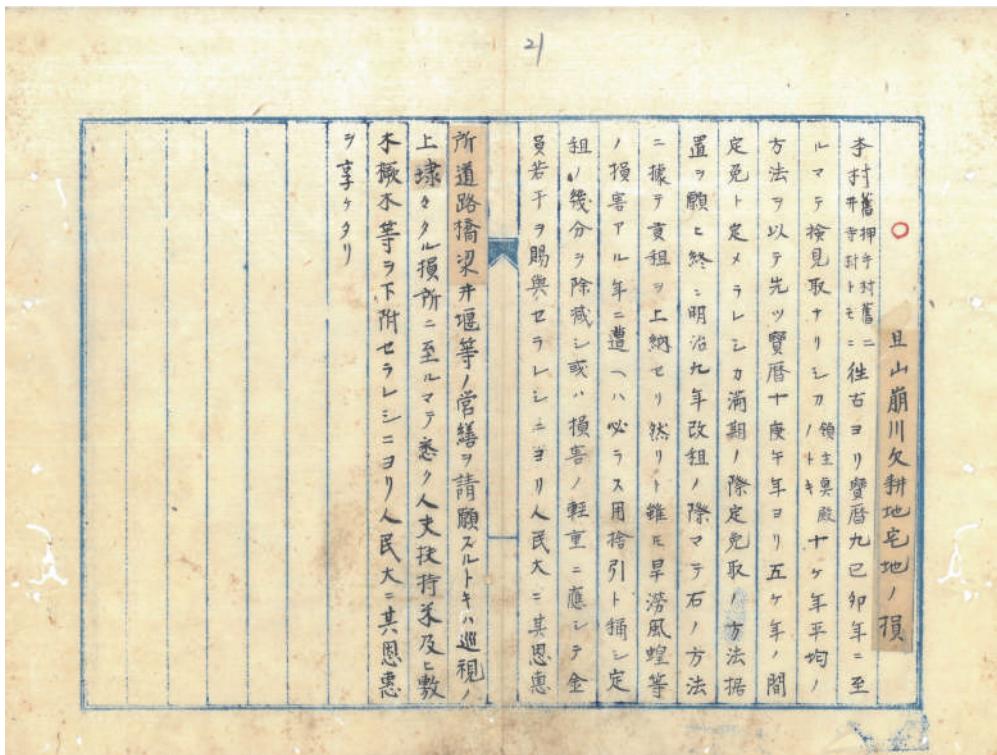
御用蕨の費用で、毎

年大井村役場へ差し出す

蕨繩

4 把

以上、旧二井寺村の正租と雜税小物成である。



〈通し番号 21〉 年貢の減免が行われた理由

○ かつ、山崩れ、川欠け、耕地、宅地の損害

※川欠け：破堤。

本村は（旧押手村・旧二井寺村ともに）、昔から宝暦 9（1759）

つちのどう 己卯年にいたるまで、検見取りであった。（領主が奥殿のとき）

10ヶ年平均の方法でまず宝暦 10 庚午年から 5ヶ年の間の定免に

すると定められたが、満期の際に定免取の方法の据え置きを願い出て、ついに明治 9（1876）年の改租の際まで石の方法に拠って貢租を上納した。とはいっても、旱魃・澇・イナゴ等の損害がある年には必ず用捨引と称して定租のいくぶんかを減免するか、あるいは損害の軽重に応じて金額の若干を賜与されたので、人民は大いにその恩恵を受け、道路や橋梁、井堰などの營繕を請願するときは、状況を観察した上、埭々な損害箇所にいたるまでことごとく人夫や扶持米、および敷木や榦木などを下附されたため、人民は大いにその恩恵を受けた。

※ 澄 : 水びたしになること。

※ 用捨引 : 年貢の額はそのままだが、徵収する額を減らすこと。

←埭々 : 堤防？

※扶持米 : 給与として与えた米。

←榦木 : けつぼく? 杖?

※根太 : 床板を受ける横木。

22

合米四拾三石貳斗四外七合	舊押手村之分
米貳石九斗四外四合	明和七年畠方旱損引
米六斗七升外合	安永五年丙申年用捨引
米六石八斗七升外三合	天明六年丙午年用捨引
米壹石六斗五升外合	寛政二年庚戌年畠方旱損引
米壹石四斗	寛政十二年丙午年旱損引
米壹石五斗六升外	文化五年戊辰年用捨引
米四石九斗七升外合	東加茂郡 天保七年丙申年用捨引
米貳石八斗六升外八合	天保九年丙戌年用捨引
金貳兩三分と錢百拾五文	万延元庚申年憐慇救引
米貳石五斗壹升外四合	文久二年戊辰年 損所の人足と代木
米壹斗九升外七合	天明二年戊辰年 損所の人足と代木
米壹斗三升外五合	文久三年癸卯年 損所の人足と代木
米貳石九斗四升四合	明和七年畠方旱損引。
米六斗七升二合	安永五年丙申年用捨引。
米六石八斗七升三合	天明六年丙午年用捨引。
米一石六斗五升二合	寛政二年庚戌年畠方旱損引。
米一石四斗	寛政十一年丙午年用捨引。
米一石五斗六升外	文化五年戊辰年用捨引。
金貳兩三分と錢百拾五文	天保七年丙申年用捨引。
米五石壹斗五升外五合	万延元庚申年 損所の人足と代木
米拾五石壹斗五升外	天明二年戊辰年 損所の人足と代木
米五石六斗武外七合	文久二年壬戌年 損所の人足と代木
明治元戊辰年不作救引	←憐慇救引? ←4000石につき金100両?

〈通し番号 22〉 旧押手村の減免後の年貢（宝暦 10 年）



かのえうま
宝暦 10(1760) 庚午年の定免後の貢租の定額

合米 43 石 2 斗 4 升 7 合 旧押手村の分

内、

米 2 石 9 斗 4 升 4 合	かのえどら 明和 7(1770) 庚寅年。畠方で旱損引。
米 6 斗 7 升 2 合	ひのえさる 安永 5(1776) 丙申年。本田で用捨引。
米 6 石 8 斗 7 升 3 合	ひのえうま 天明 6(1786) 丙午年。用捨引。 ※天明の大飢饉は天明 2 (1782) ~ 7 (1787) 年。
米 1 石 6 斗 5 升 2 合	かのえいぬ 寛政 2(1790) 庚戌年。畠方を旱損引。
米 1 石 4 斗	かのえといじ 寛政 11(1799) 己未年。旱損引。
米 1 石 5 斗 6 升	つちのえたつ 文化 5(1808) 戊辰年。用捨引。
米 4 石 9 升 7 合	ひのえさる 天保 7(1836) 丙申年。用捨引。
米 2 石 8 斗 6 升 8 合	つちのえいぬ 天保 9(1838) 戊戌年。用捨引。
金 2 両 3 分と錢 115 文	かのえさる 万延元(1860) 庚申年。憐慇救引。 ←憐慇救引? ←4000石につき金100両?
米 2 石 5 斗 1 升 4 合	かのえさる 万延元庚申年。 損所の人足と桟木の代替米。 ←桟木?
米 1 斗 9 升 7 合	みずのえいぬ 文久 2(1862) 壬戌年。

損所を營繕した代替米。

米 1斗3升5合 文久 3(1863) 癸亥年。

損所を營繕した代替米。

金 12両 2分 2朱と銭 230文

慶応元 (1865) 乙丑年。憐慤救引き。

4000 石～金 100 両の割。

米 5石1斗5升5合 慶応元乙丑年。

損所を營繕した根太^{杭木}の代替米。

米 15石1斗5升 慶応 2(1866) 丙寅年。不作救引。

米 5石6斗2升7合 明治元 (1868) 戊辰年。不作救引。

23

米拾六石四斗五升外貳合	明治元年戊辰年賜取糸織人支抜 同義根木根太小代表引
米拾貳石四斗三升外貳合	明治二己巳年憐慤救引
米貳石壹斗六升外四合	明治三庚午不作救引
米九斗三合	明治三庚午不作救引
已上	明治三庚午不作救引
一 錢拾壹貫七百文	安永6丁酉年三月 扶助飢人給與せられ
一 錢拾貫八百文	天明四年正月 扶助飢人五拾四人に給與せられ
一 錢貳拾貳八百文	天明七年正月 扶助飢人五拾武人給與せられ
一 金壹兩貳朱十錢壹拾八文	天明八年正月 扶助飢人三拾七人に給與せられ
一 金壹兩三分錢六百文	天明九年正月 扶助飢人三拾七人に給與せられ
一 朱壹斗八升 一 牝七俵 一 朱壹斗八升 一 朱壹斗八升	文久元年正月 扶助食民に給與せられ
以上	扶助飢人三拾五人へ給與せられ
舊領主代々仁恵ヲ施テレ貪民飢人ヲ救恤レ 數々金錢米糧ヲ給與セテレタレ此其都度ノ 記録闕如或ハ散失シテ遂一取調ヘカタレ今 其帳簿ノ存スルモノニ就キ記入	扶助飢人三拾五人へ給與せられ

〈通し番号 23〉

米 16 石 4 斗 5 升 2 合

明治元年 戊辰年。

損所を営繕した人夫の扶持米、

杣木、根太木の代替米を引く。

米 12 石 4 斗 3 升 4 合

明治 2(1869) 己巳年。

憐慤救引。

米 2 石 1 斗 6 升 4 合

明治 3(1870) 庚午年。不作救引。

米 9 斗 3 合

明治 3 庚午年。損所を営繕した

人夫の扶持米を引く。

以上、

一 錢 11 貫 700 文

安永 6 (1777) 丁酉年 3 月。

←食料ではなく貨幣を給付？

飢人 17 人へ給与される。

一 錢 10 貫 800 文

天明 4 (1784) 甲辰年 3 月。

飢人 54 人へ給与される。

一 錢 20 貫 800 文

天明 7 (1787) 丁未年正月。

飢人 52 人へ給与される。

一 金 1 両 2 朱と錢 648 文

天明 8 (1788) 戊申年 3 月。

飢人 37 人へ給与される。

一 金 1 両 3 分と銭 600 文 右と同年 5 月。

飢人 37 人へ給与される。

一 米 1 斗 8 升

文久元 (1861) 辛酉年。^{かのととり}

貧民へ給与される。

一 粮 7 倍 ただし斗 7 升入り

明治 3(1870) 庚午年 4 月 16 日。^{かのえうま}

飢人 35 人へ給与される。

以上。

旧領主代々の仁恵によって施され、貧民飢人を救恤し数々の金銭
や米粟を給与されたが、その都度の記録が欠如、あるいは散失して、
逐一調べることが難しい。今はその帳簿のあるものについて記す。

※ 救恤：困窮者へ金品や物資を支援して救うこと。

【参考】<https://iwasebunko.jp/event/exhibition/entry-250.html>

24

合米九石武斗六升四合	但舊二井寺村之分
米壹石武斗貳升五合	明和七庚寅年旱損引
米壹石五升九合	天明六丙午年用捨引
米四斗三升三合	寛政二庚戌年旱損用捨引
米三斗	寛政十一己未年旱損引
米三斗五升	文化五戊辰年用捨引
米壹石六斗九升九合	天保七丙申年用捨引
米壹石堂斗八升九合	天保九戊戌年用捨引
金三分二朱と錢621文	万延元庚申年不作救引
米貳石七斗三升七合	慶應二丙寅年不作救引
米壹石五斗壹合	寛政11己未年。旱損引。
米壹石九斗八升四合	天保7丙申年。用捨引。
米五斗八升八合	天保9戊戌年。用捨引。
石之外預取脩繕手當人夫扶持米其他數本耗本等之代米下附ノ記録散失甘今取調ヘカタシ	文化5戊辰年。用捨引。

〈通し番号 24〉 旧二井寺村の減免後の年貢（宝暦 10 年）

かのえうま
宝暦 10(1760) 庚午年の定免後の貢租の定額

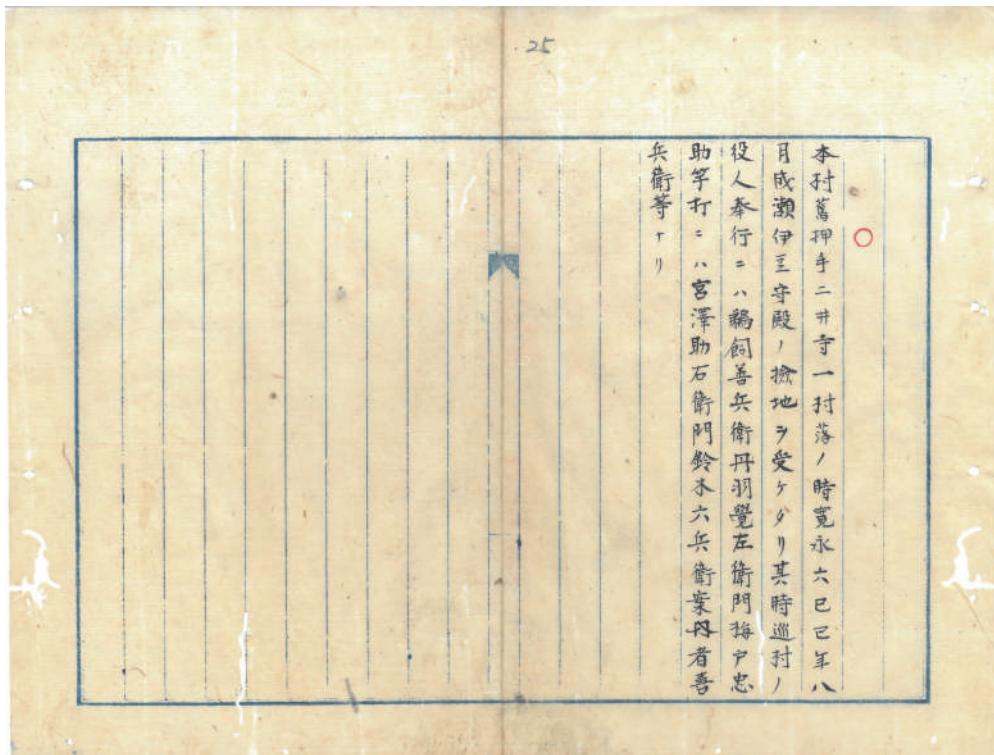
合米 9 石 2 斗 6 升 4 合 ただし、旧二井寺村の分

内、

- | | |
|-------------------|---------------------------|
| 米 1 石 2 斗 2 升 5 合 | かのえどら
明和 7 庚寅年。旱損引。 |
| 米 1 石 5 升 9 合 | ひのえうま
天明 6 丙午年。用捨引。 |
| 米 4 斗 3 升 3 合 | かのえいぬ
寛政 2 庚戌年。旱損用捨引。 |
| 米 3 斗 | つちのとひつじ
寛政 11 己未年。旱損引。 |
| 米 3 斗 5 升 | つちのえたつ
文化 5 戊辰年。用捨引。 |
| 米 1 石 6 斗 9 升 9 合 | ひのえさる
天保 7 丙申年。用捨引。 |
| 米 1 石 1 斗 8 升 9 合 | つちのえいぬ
天保 9 戊戌年。用捨引。 |
| 金 3 分 2 朱と錢 621 文 | かのえさる
万延元庚申年。不作救引。 |
| 金 3 両 3 分と錢 418 文 | きのどうし
慶應元乙丑年。不作救引。 |
| 米 2 石 7 斗 3 升 7 合 | ひのえどら
慶應 2 丙寅年。不作救引。 |
| 米 1 石 5 斗 1 合 | つちのえたつ
明治元戊辰年。不作救引。 |
| 米 1 石 9 斗 8 升 4 合 | つちのとみ
明治 2 己巳年。不作救引。 |
| 米 5 斗 8 升 8 合 | かのえうま
明治 3 庚午年。不作救引。 |

以上、

右のほか、損所修繕の手当てとして人夫の扶持米、そのほか、敷木柾木などの代替米、および、貧民救助の錢穀などを下附された記録は散失しているため、今では調べることが難しい。



〈通し番号 25〉 寛永 6 年の検地

○

本村は、旧押手と二井寺が一村落のとき、寛永 6 (1629) 己巳年 8 月、

成瀬伊豆守殿の検地を受けた。そのとき、巡村の役人奉行には鶴

飼善兵衛丹羽覺左衛門梅戸忠助、[助竿打ち](#)には宮澤助右衛門鈴

←助竿打ち：検地の手伝いをする人？

木六兵衛、案内者は善兵衛などである。

庄屋 利助

明和 8 (1771) 辛卯年から天明 2 (1782) 壬寅年までの 12 年間

庄屋 清右衛門

天明 3 (1783) 癸卯年から寛政元己酉年までの 7 年間

庄屋 伊右衛門

寛政 2 (1790) 庚戌年から文化 8 (1811) 辛未年までの 22 年間

庄屋 輿左衛門

文化 9 (1812) 壬申年から文化 11 (1814) 甲戌年までの 3 年間

庄屋 猶右衛門

文化 12 (1815) 乙亥年から文化 14 (1817) 丁丑年までの 3 年間

庄屋 伊左衛門

文政元 (1818) 戊寅年から文政 2 (1819) 己卯年までの 2 年間

庄屋 芳右衛門

文政 3 (1820) 庚辰年の 1 年間

庄屋 茂左衛門

文政 4 (1821) 辛巳年から文政 9 (1826) 丙戌年までの 6 年間

庄屋 猶右衛門

文政 10 (1827) 丁亥年から文政 11 (1828) 戊子年までの 2 年間

庄屋 芳右衛門



〈通し番号 27〉

つちのとうし

文政 12 (1829) 己丑年の 1 年間

庄屋 彌助

かのえどら

天保元 (1830) 庚寅年から天保 4 (1833) 癸巳年までの 4 年間

庄屋 芳右衛門

かのどうし

天保 12 (1841) 辛丑年から天保 11 (1840) 辛子年までの 7 年間

庄屋 忠兵衛

かのとうし

天保 12 (1841) 辛丑年から弘化元 (1844) 甲辰年までの 4 年間

庄屋 喜左衛門

きのとみ

弘化 2 (1845) 乙巳年から嘉永 2 (1849) 丙午年までの 5 年間

庄屋 茂左衛門

かのえいぬ

嘉永 3 (1850) 庚戌年から安政 2 (1855) 乙卯年までの 6 年間

庄屋 喜兵衛

ひのえたつ

安政 3 (1856) 丙辰年から万延元 (1860) 庚申年までの 5 年間

庄屋 茂左衛門

かのととり

文久元 (1861) 辛酉年の 1 年間

庄屋 乙五郎

みずのえいぬ

文久 2 (1862) 壬戌年から文久 3 (1863) 癸亥年までの 2 年間

庄屋 彌十

元治元 (1864) きのえね 甲子年から慶応元 (1865) きのとうし 乙丑年までの 2 年間

庄屋 喜兵衛

慶応 2 (1866) ひのえとら 丙寅年から明治元 (1868) つちのえたつ 戊辰年までの 3 年間

庄屋 彌十

明治 2 (1869) つちのとみ 己巳年の 1 年間

庄屋 勘五郎

明治 3 (1870) かのえうま 庚午年から明治 4 (1871) かのとひつじ 辛未年までの 7 ヶ月

庄屋 東加塩村庄屋の林嘉平がこれを兼務

明治 4 (1871) かのとひつじ 辛未年から明治 7 (1874) きのえいね 甲戌年までの 7 年 6 ヶ月

名主 後藤芳太郎

明治 4 年辛未 8 月、庄屋を名主と改称。明治 5 年壬申 5 月に名主

を百姓総代取締と改称。明治 5 年壬申 11 月に百姓総代取締を戸

長と改称。明治 6 年癸酉 4 月に戸長を改称して副戸長 [介](#)とした。

明治 7 (1874) きのえいね 甲戌年 7 月から明治 10 (1877) ひのとうし 丁丑年 5 月までの間

小前総代 後藤常三郎

明治 7 年 7 月、副戸長 [介](#)を廃して小前総代をおき、明治 9 年 2 月

に小前総代を廃して伍々長をおき、同年 8 月に伍々長を廃して組

長をおいた。

28

本村ノ母集押手村ノ里正往古ヨリ享保五年ニ 至ルマテノ間誰ミトメヤ知リカタニ
從享保六年至同十年 庄屋 茂兵衛
從享保十一年至同二十年 庄屋 伊兵衛
從元文元年至同五年 庄屋 瀬兵衛
從寛保元年至明和八年 庄屋 伊兵衛
從明和九年至安永五年 庄屋 瀬兵衛
從安永六年至寛政五年 庄屋 伊兵衛
從寛政六年至同八年 庄屋 久兵衛
○ 愛知縣 東加茂郡
從寛政九年至文化六年 庄屋 伊兵衛
從文化七年至同十年 庄屋 専治郎
從文化十一年至同十三年 庄屋 勝藏
從文化十四年至弘化四年 庄屋 太吉
從嘉永元年至同三年 庄屋 増吉
從嘉永四年至安政四年 庄屋 久助
從安政五年至慶應三年 庄屋 伊平
從明治元年至同三年 庄屋 伊平
從明治四年至同十年 庄屋 伊平

〈通し番号 28〉 旧押手村の歴代庄屋



本村のうち旧押手村の里正は、昔から享保 5 (1720) 年にいたるまでの間に誰々がいたかは知り難い。

享保 6 (1721) 年から同 10 年	庄屋 茂兵衛
享保 11 (1726) 年から同 20 年	庄屋 伊兵衛
元文元 (1736) 年から同 5 年	庄屋 瀬兵衛
寛保元 (1741) 年から明和 3 (1766) 年	庄屋 伊兵衛
明和 9 (1772) 年から安永 5 (1776) 年	庄屋 瀬兵衛
安永 6 (1777) 年から寛政 5 (1793) 年	庄屋 伊兵衛
寛政 6 (1794) 年から同 8 年	庄屋 久兵衛
寛政 9 (1797) 年から文化 6 (1809) 年	庄屋 伊兵衛
文化 7 (1810) 年から同 10 年	庄屋 専治郎
文化 11 (1814) 年から同 13 年	庄屋 勝藏
文化 14 (1817) 年から弘化 4 (1847) 年	庄屋 太吉
嘉永元 (1848) 年から同 3 年	庄屋 増吉
嘉永 5 (1852) 年から安政 4 (1857) 年	庄屋 久助
安政 5 (1858) 年から慶応 3 (1867) 年	庄屋 伊平

明治元（1868）年から同3年

庄屋 辰治郎

明治4（1871）年から同10年

名主・百姓総代・戸長・副戸長介・小前総代・伍々長・組長

後藤伊平

以上

30

一 祭神	天照大御神
一 社殿	5 尺 9 寸、3 尺 5 寸
一 祭日	9 月 15 日
一 由緒	なし
一 神位	なし
一 本社雨覆	縦 2 間 3 尺、横 2 間 3 尺、 ただし藁葺き
一 拝殿	縦 3 間、横 3 間、ただし藁葺き
一 神酒壺	1 対、ただし陶器
一 三方	5 前
一 八足机	3 脚
一 鉤燈籠	2 個、ただし真鍮
一 氏子	民有地
一 嘘母別六畝三歩	二十九戸

村社神明社舊押手村字宮之前二番地ニアリ寛文
十一辛亥年九月一字ノ小堂ヲ建立ニテ毘沙門天
普賢院ノ住僧慧澄ト云ヲ安置レ産土ノ社ト尊崇
シ來リレ齊明治四年七月改正レ神明社ト稱シ村
社ニ定ム

〈通し番号 30〉 神明社



村社神明社は旧押手村字宮之前 2 番地にある。寛文 11 (1671)

かのとい
辛亥年に一字の小堂を建立して毘沙門天（普賢院の住僧慧澄とい
う者の彫刻したもの）を安置し、産土社と尊崇してきたところ、明治

※一字=一棟

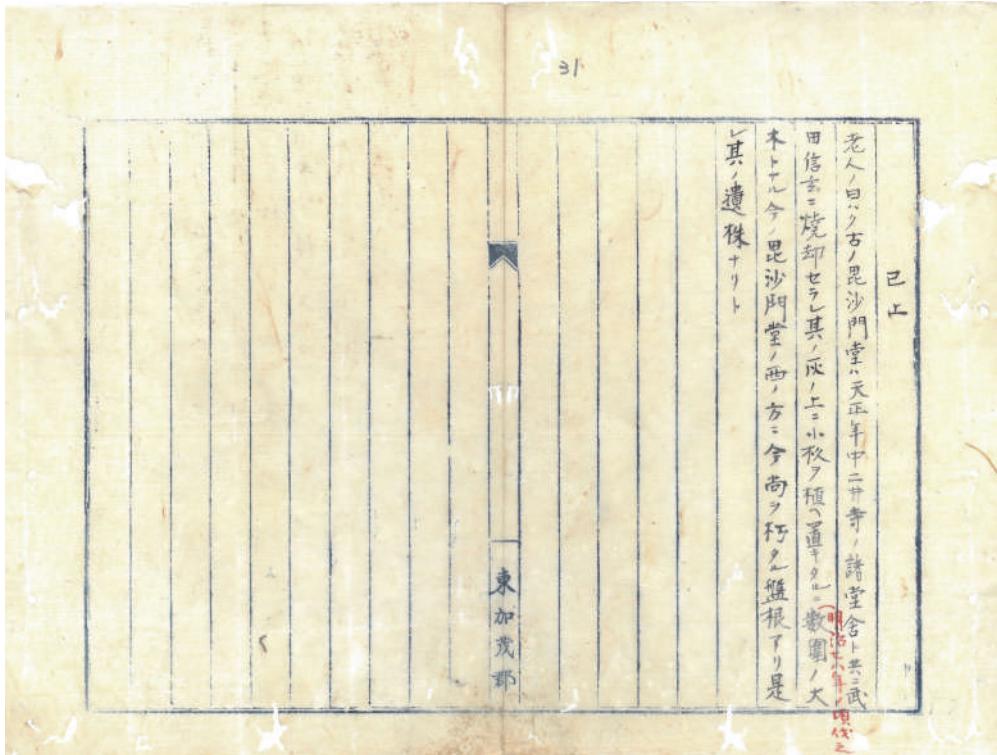
※産土：産まれた土地の守り神。

4 (1871) 年 7 月に改正し、神明社と称して村社に定めた。

一 祭神	天照大神
一 社殿	5 尺 9 寸、3 尺 5 寸
一 祭日	9 月 15 日
一 由緒	なし
一 神位	なし
一 本社雨覆	縦 2 間 3 尺、横 2 間 3 尺、 ただし藁葺き
一 拝殿	縦 3 間、横 3 間、ただし藁葺き
一 神酒壺	1 対、ただし陶器
一 三方	5 前
一 八足机	3 脚
一 鉤燈籠	2 個、ただし真鍮

←雨覆？

一 石灯籠 2 基
一 境内反別 6 畝 3 歩 民有地
一 氏子 29 戸



〈通し番号 31〉

以上。

老人がいには、古い毘沙門堂は天正年中に二井寺村の諸堂舎とともに武田信玄に焼却され、その灰の上に小杉を植えておいたところ数匁いの大木となった（明治7～8年頃にこれを伐る）。今の毘沙門堂の西の方に、今なお朽ちた盤根があり、これはその遺株だという。

※天正：1573～1593年。

員外社熊野神社舊押手村字宮之前四拾四番地二
アリ明治大癸酉年五月廢却之旨届ニ及ニ其儘捨
置明治十一年十月永續維持之方法ヲ立据置頤濟ニ
依リ從前之通り祭祀シ崇敬ス

一 祭神	伊邪那美命 事解男命 速玉男命
一 勸請	年月 不詳
一 社殿	縦6尺5寸 橫5尺5寸
一 祭日	九月十五日
一 由緒	無之
一 神位	無之
一 本社雨覆	縦2間、横1間3尺、ただし藁葺き
一 拝殿	縦3間、横2間、ただし藁葺き
一 神酒壺	1対、陶器
一 三方	5前
一 足札	三脚
一 石燈籠	壹基
一 墓	別當貳萬步
一 信徒	或拾九名

東加茂郡

〈通し番号 32〉 熊野神社



員外社熊野神社は、旧押手村字宮之前44番地にある。明治6(1873)　※現・押井町字宮之前44

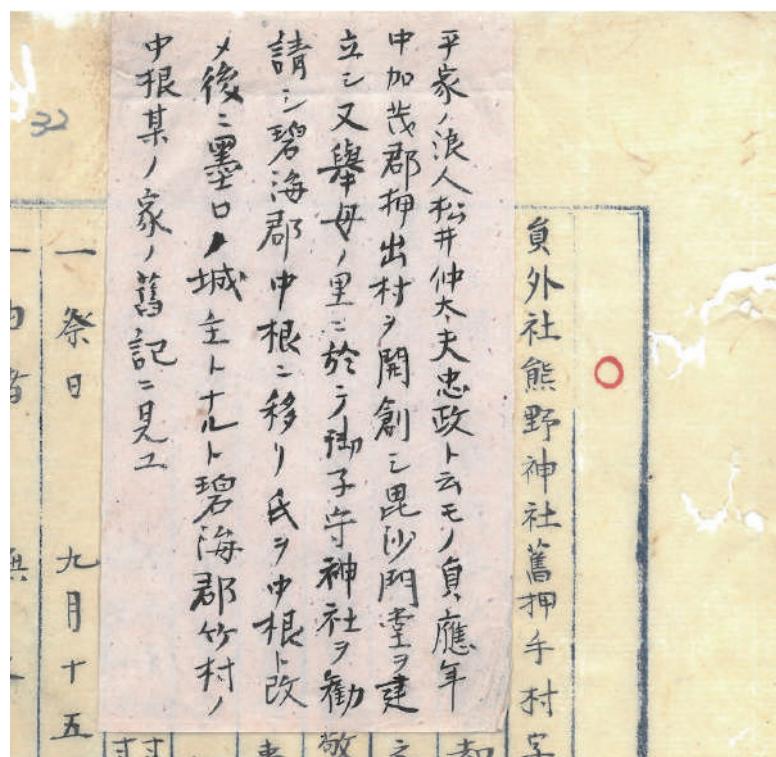
みづのととり 癸酉年5月に廢却の旨を届け出、そのまま捨て置いた。明治10

年10月に永續維持の方法を立て据え置きを願い出たので、従前の

通り祭祀して崇敬している。

一 祭神	伊邪那美命 事解男命 速玉男命
一 勸請	年月不明
一 社殿	縦6尺5寸、横5尺5寸
一 祭日	9月15日
一 由緒	なし
一 神位	なし
一 本社雨覆	縦2間、横1間3尺、ただし藁葺き
一 拝殿	縦3間、横2間、ただし藁葺き
一 神酒壺	1対、陶器
一 三方	5前

一 八足机 3脚
 一 石灯籠 1基
 一 境内反別 1畝 2歩 民有地
 一 信徒 29名
 以上



【別紙】

平家の浪人である松井仲太夫忠政という者が貞応年中に加茂郡押出村を開創し、毘沙門堂を建立し、また举母の里で御子守神社を勧請し、碧海郡中根に移り、氏を中根に改めた後、墨口の城主となつたと、碧海郡竹村の中根某の家の旧記に見られる。

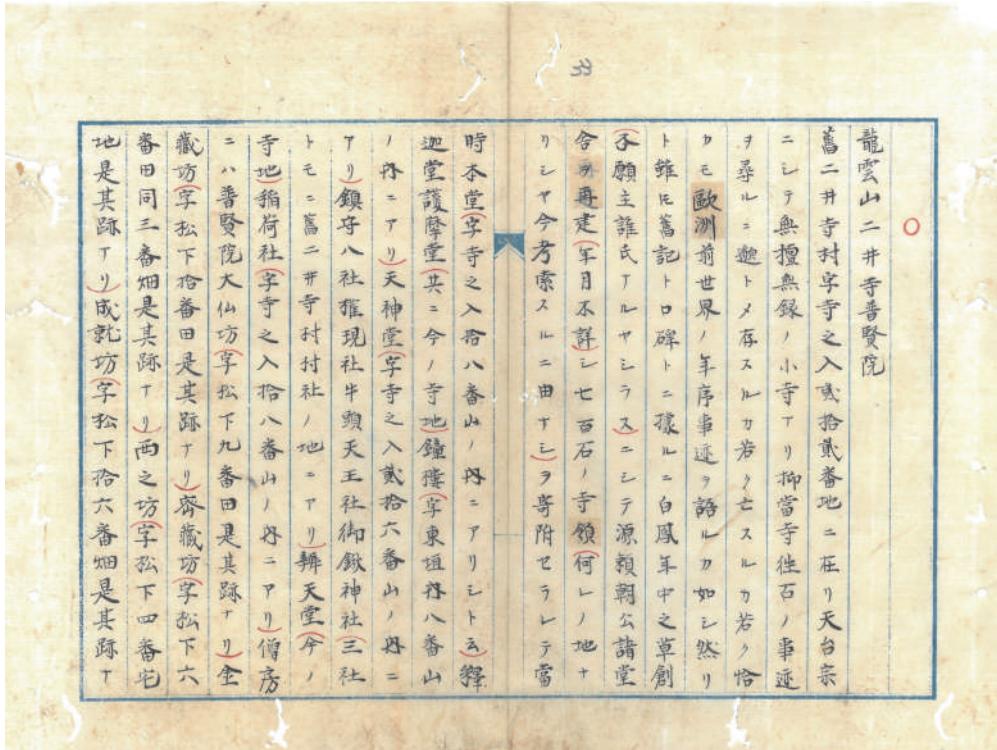
←押出村：押手村の誤り？

〈通し番号なし〉 御鍬神社

○

村社御鍬神社は、旧二井寺村字寺之入 21 番地にある。創立年月
日は不明。当社は元普賢院の鎮守である。明治 4 年 8 月より改め
て村社とした。

- | | |
|----------------|--------------------|
| 一 祭神 | 伊左波美命 |
| 一 勧請 | 年月不詳 |
| 一 社殿 | 3 尺、2 尺 5 寸 |
| 一 祭日 | 9 月 1 日 |
| 一 由緒 | なし |
| 一 神位 | なし |
| 一 本社雨覆 | 縦 3 間、横 2 間、ただし藁葺き |
| 一 神酒壺 | 1 対、ただし陶器 |
| 一 三方 | 8 前 |
| 一 八足机 | 3 脚 |
| 一 境内反別 1 畝 5 歩 | 民有地 |
| 一 氏子 | 8 戸 |
- 以上



〈通し番号 33〉 普賢院

○

龍雲山二井寺普賢院

旧二井寺村字寺之入 22 番地にある。天台宗で無檀無録の小寺である。そもそも当寺の昔の事跡をたずねると、遠とめあるか、もしくはなくなつたか、もしくはあたかも欧洲前の世界の年序事跡を語るかのようである。そうではあるが、旧記と口碑によると、白鳳年中の草創で（本願主が誰かはわからない）、源頼朝公の諸堂舎を再建し（年月不明）、700 石の寺領（どの地なのか、現在知ろうとしてもいわれがない）を寄付されて、当時の本堂（字寺之入 18 番の山中にあるといわれる）・釈迦堂・護摩堂（ともに今の寺地）・鐘楼（字東垣内 8 番の山中にある）・天神堂（字寺之入 26 番の山中にある）・鎮守 8 社・權現社・牛頭天王社・御鉄神社（3 社とも旧二井寺村村社の地にある）・弁天堂（今の寺地）・稻荷社（字寺之入 18 番の山中にある）・僧坊には普賢院大仙坊（字松下 9 番の田がその跡である）・金蔵坊（字松下 10 番の田がその跡である）・密蔵坊（字松下 6 番の田、同じく 3 番の畑がその跡である）・両之坊（字松下 4 番の宅地がその跡である）・成就坊（字松下 16 番の畑がその跡である）。

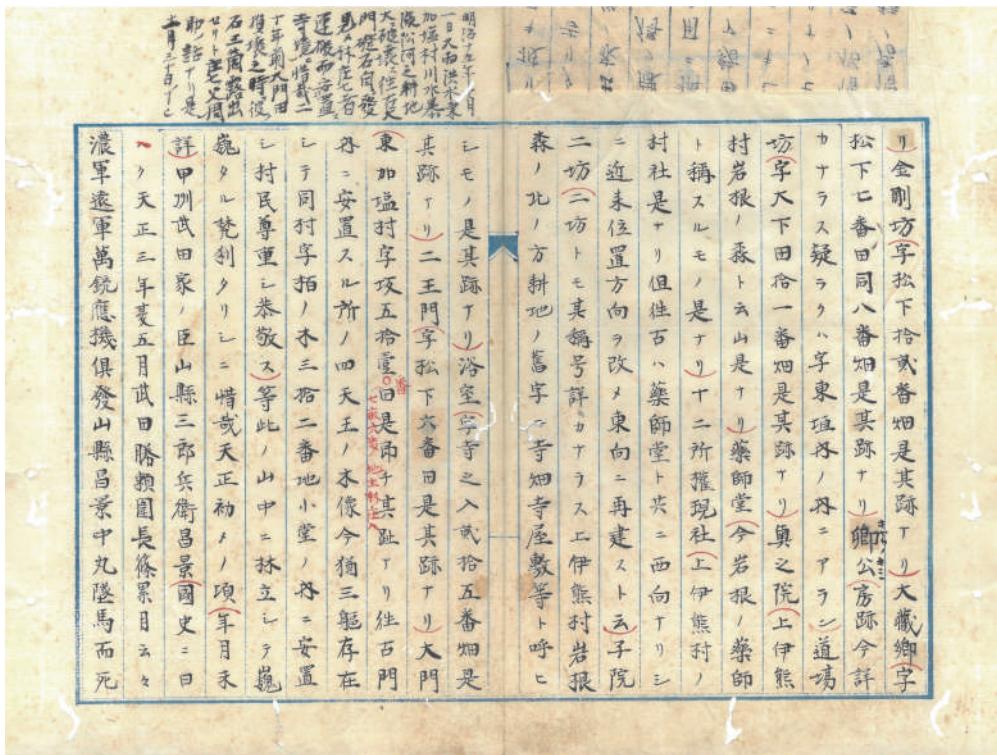
※現・押井町寺之入 22

←遠とめあるか？

←欧洲前の…：それほどわからないという意味の例え？

※白鳳：寺社の縁起や地方の地誌・歴史書などに登場する私年号（『日本書紀』に現れない元号）の一つ。通説では白雉（650 年～654 年）の別称・美称。

※護摩堂：護摩をたいて祈祷を行う仏堂。



〈通し番号 34〉

金剛坊 (字松下 12 番の畠がその跡である)・大藏郷 (字松下 7 番

の田、同じく 8 番の畠がその跡である)・卿公 (ルビ: キヤラノキミ)

(房の跡は現在では明らかではない。疑われるのは字東垣内の中だ
ろうと思われる)・道場坊 (字大下田 11 番の畠がその跡である)・

奥之院 (上伊熊村の岩根の森という山がそれである)・薬師堂 (現
在、岩根の薬師堂と称するものがそれである)・十二所權現社 (上
伊熊村の村社がこれである。ただし昔は薬師堂とともに西向きであつ

たため、近来位置方向を改め、東向きに再建したという)・子院二
坊 (二坊ともその称号は明らかではない。上伊熊村岩根の森の北
の方、耕地の旧字で寺畠・寺屋敷などと呼ぶものがその跡である)・

浴室 (字寺之入 25 番の畠がその跡である)・二王門 (字松下 6 番
の田がその跡である)・大門 (東加塩村字坂 51 番の田、7 歓 6 歩・

地主は林庄入 (?) がその跡である)。昔の門内に安置していた四
天王の木像は、今もない 3 体存在しており、同村字柏の木 32 番の
小堂のなかに安置し、村民が尊重し恭敬している)。などこの山中
に林立しており、巍巍たる梵刹であったが、惜しくも天正初めの頃
(年月未詳)、甲州武田家の臣下である山縣三郎兵衛昌景 (国史

※子院：本寺の境内にあり、本寺に付
属する小寺院。脇寺。

※ 巍々たる：山などが高く大きいさま。
徳が高く尊いさま。

によると、天正3年の5月に武田勝頼が長篠を累月か囲ったといい、美濃国の軍と遠江国の軍の多数の鉄砲が機に応じて同時に発砲し、昌景中丸は落馬して死んだ

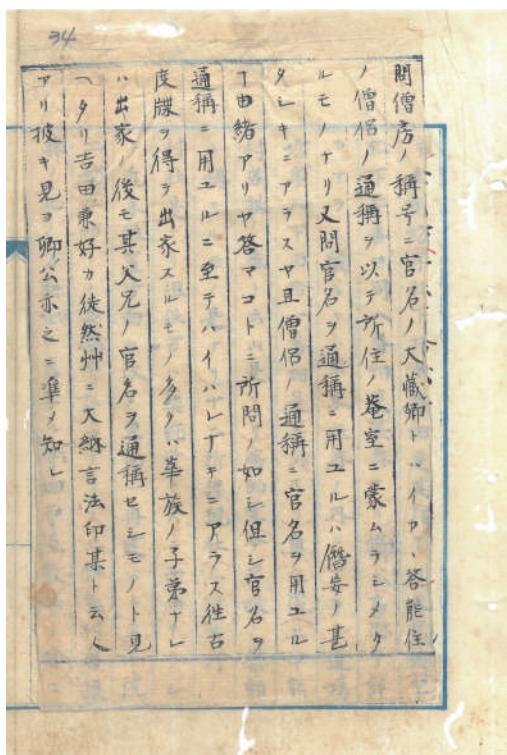
【欄外】

明治15年10月1日、大雨洪水で東加塩村の川の水が暴れてみなぎり、河に沿った耕地は大いに破壊された。往右大門の礎に石臼を発見した林庄七という者が運搬し、そして寺境に安置した。惜しいことに20年前、大門の田が損壊したときにその石王筒が露出したという、庄七の父・周助の話がある。これは11月30日の事である。 ←石王筒？筒？

←往右？

【別紙】

問僧坊の称号に官名の大藏卿とはなぜかと聞いたところ、その答え



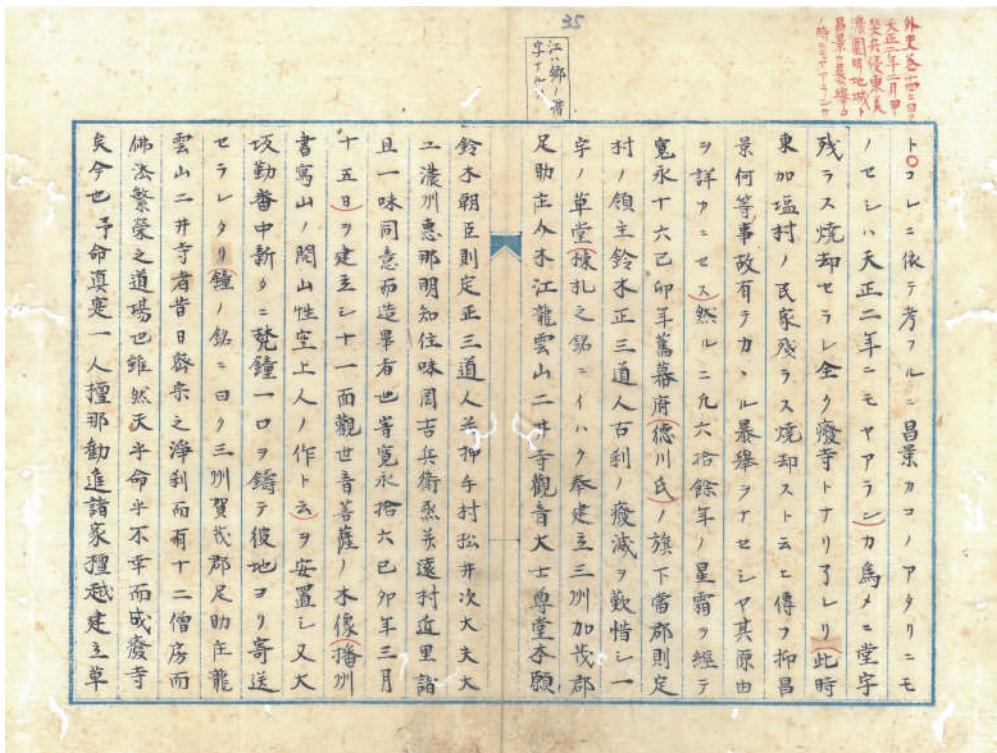
は、能住の僧侶の通称であり、住んでいた庵室に蒙らせたものである。また、官名を通称に使うのは僭妄もはなはだしいのではないか、僧侶の通称に官名を使いわわれがあるのか、と聞いたところ、その通りである、ただし官名を通称に使うことについてはいわわれがないわ

←能住？

←蒙らせた：住んでいた庵室の名前にした？

←僭妄：傲慢？

けではない。昔、度牒を得て出家するものの多くは華族の子弟だつたため、出家の後もその父兄の官名を通称としたとみられる。吉田兼好の徒然草に大納言法印某という人もいる。開いてみると、卿公もまたこれになぞらえているとわかる。



〈通し番号 35〉

とされる。これによって考えられるのは、昌景がこのあたりにいたの

は天正 2 年かもしれない) のために堂宇が残らず焼却されまったく

※堂宇：堂の建物。

の廃寺となってしまった (このとき、東加塩村の民家は残らず焼却し

たと言い伝えられている。そもそも昌景はどんな事の故があつてこの

ような暴挙をしたのか。その原由ははつきりしない)。それによってお

よそ 60 余年の星霜を経て、寛永 16 (1639) 己卯年、幕府 (徳川

氏) の旗本である当郡則定村の領主・鈴木正三道人が古刹の廃滅

※道人：世俗を捨て隠遁生活を送る人。

を嘆いて一宇の草堂 (棟札の銘には、三州加茂郡足助庄介木江の

龍雲山二井寺觀音大士尊堂を建立たてまつる。本願は鈴木朝臣則

定正三道人、並びに押手村松井次大夫大工美濃国は恵那の明知

に住む味岡吉兵衛丞、並びに遠村や近里の諸、かつ一味、すな

わち造畢に同意する者である。時 寛永 16 (1639) 己卯年 3 月 15 日)

を建立して十一面觀世音菩薩の木像 (播州書写山を開山した性空

上人の作とされる) を安置し、また大坂勤番中に新しく梵鐘 1 口を

鋳造して彼の地から送って寄越した (鐘の銘には、三州賀茂郡足

助庄の龍雲山二井寺、昔日は密宗の淨刹であり十二僧坊、しかも

仏法繁榮の道場であった。だが天平命平不幸にして廃寺となつてし

※造畢：建物をつくり終わること。

※濃州：美濃国の異称。

※勤番：交代で勤務すること。

※播州：播磨国の異称。

※性空：平安時代中期の天台宗の僧。

播磨国書写山に入山し、圓教寺を創建した。山岳仏教を背景とする聖(ひじり)の系統に属する法華經持経者として知られ、存命中から多くの靈験があつたことが伝えられている。

また。今也予命真まことに一人の檀那が勧進し、諸家が檀越して
草堂を建立して

※勧進：寺社仏像などの造立修復のた

めに寄付を集めること。

※ 檀越：寺院や僧尼に衣食住を施与
する信者を、僧の方から檀那・檀越
という。

【欄外 1】

外史の14巻には、天正2年2月、甲斐の国の兵が東美濃に侵攻
し明地（明知？）城を取り囲む、とある。昌景の暴挙はこのときのこ
とだろうか。

【欄外 2】

江は郷の借字だろうか



〈通し番号なし〉

觀世音菩薩聖像を安置し、**当此時也有** 原田氏の四郎左衛門 尉種
直小兵衛 尉種、次の者が一鐘縣の小樓における（一鐘を鐘樓に
懸け？）修二親菩薩提の善根新鑄を欲し、かつまた土農与工廠商
勵その業の者またこの声を聞き、則出塵離垢偏赴仏地また施主の
深志のところ、致る也仰願檀門の栄盛、山門の繁与、地久天長而
絶この倫祝々銘日金鐘の功徳が誠に日日新たに倍増し、鳴月夕す
こぶる報霜晨（夜明け）響徹三界の声を聞き、八娘（ごみ？）警
覺蒙昧引接迷人上自一品下至四民惶々（おそれかしこまる）離苦
了々出塵所鹿幾者億々万春千（？）、時は寛永 21 (1644) 甲申年、
仲春（陰暦 2 月）吉日、鈴木氏末孫正三、謹銘原田四郎左衛門
尉種直同小兵衛 尉種次治工、摂州大坂の住宗左衛門 尉藤原胤、
次尾州熱田住小塚次兵衛 **銘功**。この後（年月不詳）、当國の鳳
来寺不動院の憲盛の弟子・憲海という者が当寺の中興の第一世の
住職となり、すなわち東叡山管領宮の御支配となる（維新の際は比
叡山に属す）。その後、享保 18 (1733) 癸丑年（当寺の中興第
三世の住職・慧澄の時である）、領主である松平縫殿頭源盈乗殿
より当村の中において、5 石 8 斗の正租を（この取米は 2 石 2 斗 6
石半斗）
之時也 領主松平縫殿頭源盈乗殿ヨリ當村存ニ
於テ高五石八斗ノ正租此取米貰石貰半斗
シ衍禱科トシテ毎歲金武百匹ヲ贈ラレ永世ノ
祈禱場ト定メテレシニ憐レムヘシ明治四年龍

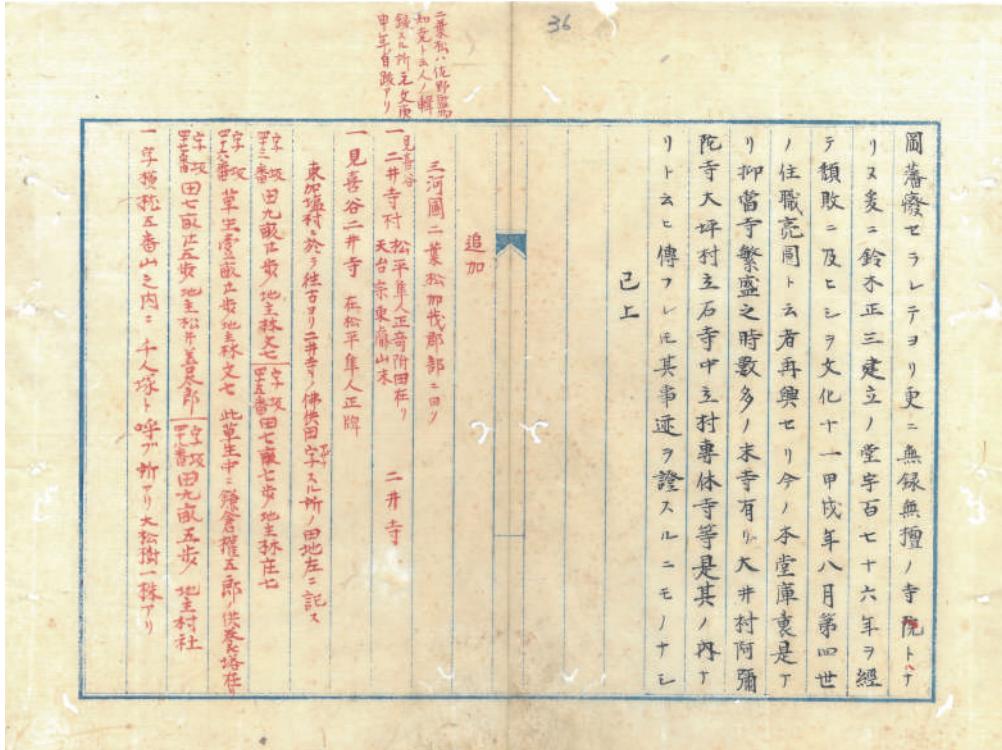
※尉：階級の種類。

※善根：種々の善を生じる根本のこと。
むしん
無貪・無瞋・無痴を三善根という。

※胤：藤原血筋を受けた者。

※尾州：尾張国。

升7合8勺) 寄付し、祈祷料として年ごとに200匹を贈られ、永世
の祈祷場と定められたのが、憐れむべきことに明治4年に



〈通し番号 36〉

龍岡藩が廃止になってから、さらに無録無檀の寺となってしまった。

ここに、鈴木正三建立の堂宇は 176 年を経て頽廃におよんだところ、

文化 11 (1814) 甲戌年 8 月に第四世の住職・亮圓という者が再興した。今の本堂庫裏はこれである。そもそも当寺は繁盛の時には数多くの末寺があり、大井村の阿彌陀寺、大坪村の立石寺、中立村の専休寺など、これはそのうちであると言い伝えられているが、この事跡を証明するためのものはない。

以上。

追加

三河國二葉松加茂郡部に日リ

※大井村・中立村：現在の足助地区の一部。

←日り？

一 見喜谷二井寺村 松平隼人正奇附の田がある。天台宗東叡山

末。 二井寺

一 見喜谷二井寺 松平隼人正牌あり。

東加塙村において、昔から二井寺仏供田という地名がある田地を左に記す。

字 坂 43 番 田 9 畠 20 歩 地主は林文七 | 字 坂 45 番 田 7

※ ぶくでん 仏供田：外部から権力や財力で仏教を保護するため、寺に寄進した田畠のことらしい。

畝 7 歩 地主は林庄七

字 坂 46 番 草生 1 畝 20 歩 地主は林文七 この草生の中に鎌倉
権三郎の供養塔がある。

字 坂 47 番 田 7 畝 25 歩 地主は松井善太郎 | 字 坂 48 番

田 9 畝 5 歩 地主は村社

一 字横枕 5 番の山中に千人塚と呼ぶところがあり、大松樹が 1 株 ※横枕：足助町にこの地名がある。
ある。

【欄外】

二葉松は佐野監物・知堯という人が集録したところ、元文庚申年（元
文 5 (1740) 年）の自跋がある。

かのえさる

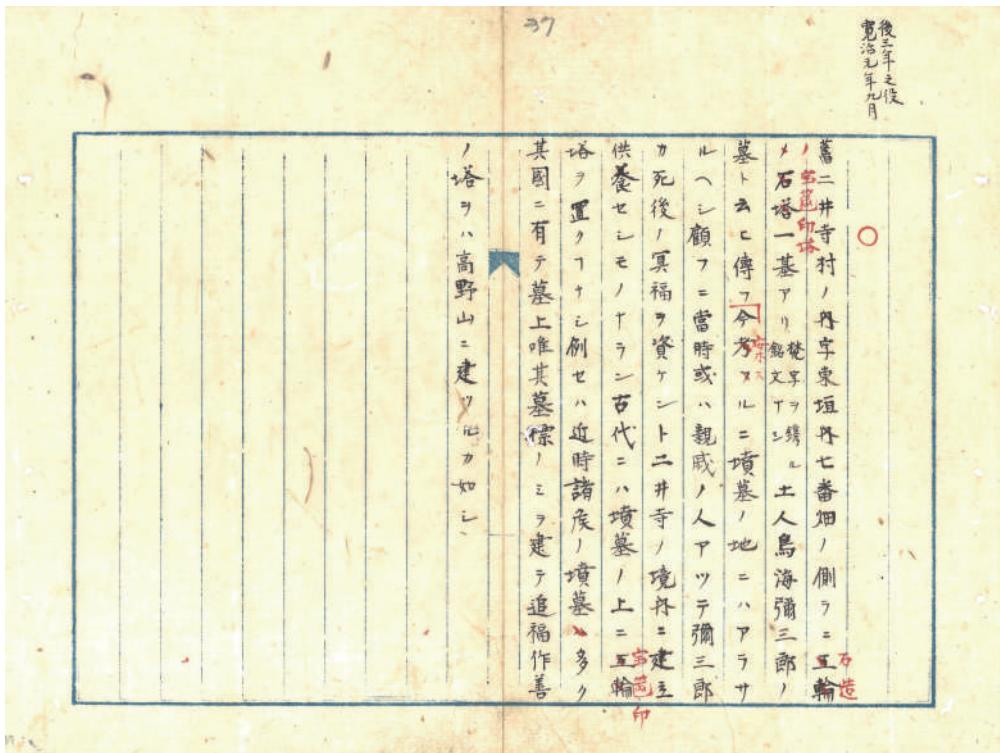
※知堯：ちぎょう？ともたか？

けんもつ

※監物：律令制の官職名。

じせき

※自跋：編著の次第などを巻末に付記
した文章のうち、編集者が自ら執筆し
たもの。



〈通し番号 37〉 旧二井寺村・東垣内の宝篋印塔

○

旧二井寺村の中の字東垣内7番の畠のかたわらに、石像の宝篋印塔が1基ある（梵字を鏤る銘文なし）。土着の住民である鳥海家彌三郎の墓と言い伝えられている。現在考えるところ、墳墓の地ではないだろう。かえりみると、当時あるいは親戚の人がおり、彌三郎の死後の冥福のたすけにするために二井寺の境内に建立・供養したものであろう。古代には墳墓の上に宝篋印塔を置くことはなかった。例えば近時の諸侯の墳墓に多く、その国にあって墓の上にただその墓標のみを立てて追福作善^{さぜん}の塔を高野山に建てたようである。

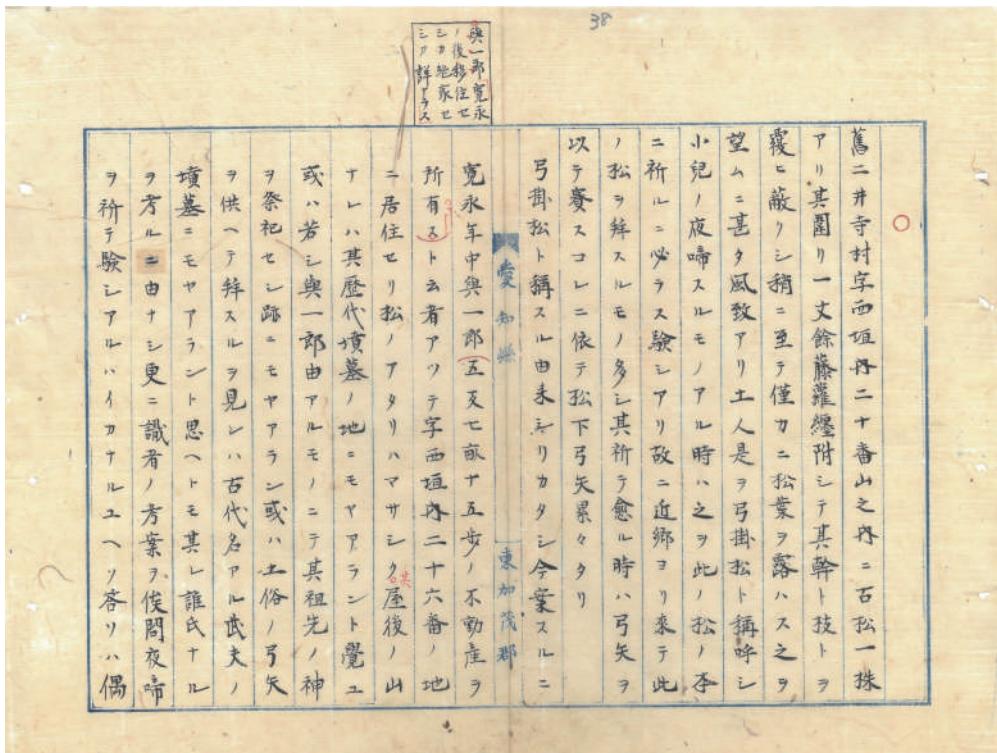
※宝篋印塔：墓塔・供養塔などに使われる仏塔の一種。
←鏤る：彫る？

※追福作善^{さぜん}：塔婆を立てたり読経を行つたりして死者の冥福を祈ること。

【欄外】

後3年の役

寛治元（1087）年9月。



〈通し番号 38〉 旧二井寺村・西垣内の古松

○

旧二井寺村字西垣内 20 番の山の中に、古松が一株ある。そのまわり 1 丈あまりに藤の蔓がからみついて幹と枝を覆い尽くしており、木の先端にわずかに松葉が見えている。これを目にすると非常におもむきがある。土地の者はこれを弓掛け松と呼び、小さい子どもが夜泣きするときはこの松のもとで祈る。そうすると必ず^{しる}驗しがあったため、近郷から来てこの松を拝む者も多い。その祈りを癒すときは弓矢を供えることから、松の下には弓矢が累々と積み上がっている。

弓掛け松と称する由来はわからない。今考えると、寛永年間に与一郎（5 反 7 畝 15 歩の不動産を所有。寛永の後で移住したのか、絶家したのか、わかつていない）という者がおり、字西垣内 26 番の地に住んでいた。松のあたりはまさしく^{その}家の後ろの山であるので、その歴代墳墓の地でもあるだろうと思われる。あるいはもし与一郎にゆかりのある者がその祖先の神を祀った跡かもしれない。あるいは、土俗の弓矢を供えて拝むところをみると、古代に名のある武人の墳墓かもしれないと思われるが、それが誰氏であるか考へてもゆかりがない。さらに識者に考察を問い合わせ、夜泣きを祈つ

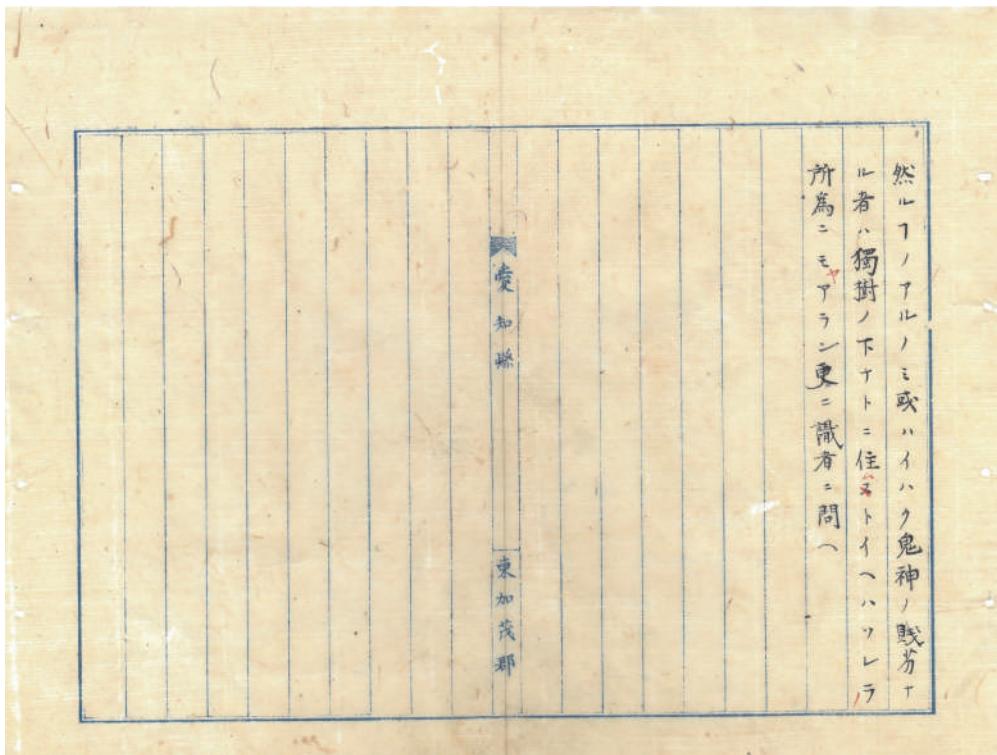
てご利益があるのはどうしてなのかと聞いたところ、答えはたまたま

【欄外】

與一郎

寛永の後に移住したか、家が絶えたか、詳細はわからない。

※寛永：1624～1645年。

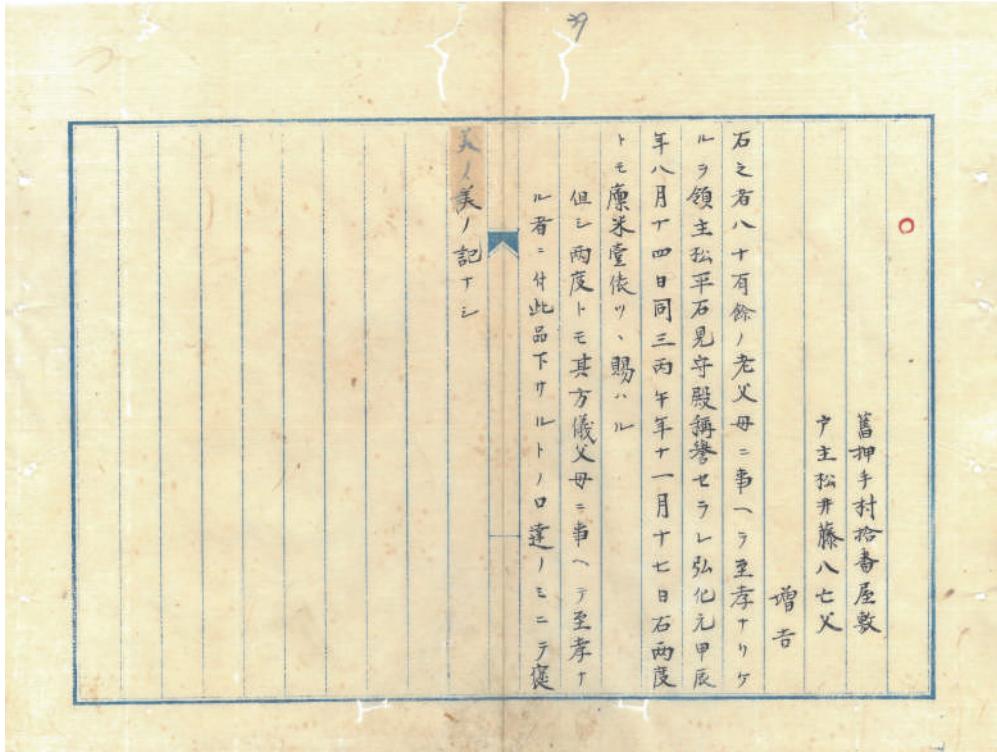


〈通し番号なし〉

そういうことがあつただけであるか、あるいは、いわく鬼神のいやし
いものが独り木の下に住むというので、それらのせいでもあるかも
しれない。さらに識者に問え

←途中で切れてる？

他の識者にも聞きなさい、ということ？



〈通し番号 39〉 孝行者と働き者の褒賞

○

旧押手村 10 番屋敷

戸主松井藤八亡父

増吉

右の者は、80 有余の老父母につかえてこの上もなく孝行であるので、

領主の松平石見守殿が褒め称え、弘化元きのえたつ 甲辰年 8月 14

日と同 3丙午年 11月 17 日、どちらの年にも廩米 1俵ずつたまわった。

ただし、どちらの年もその儀父母につかえてこの上もなく孝行な

者につきこの品をくださるとの口達のみであって、褒美の記録

はない。

40

庚午	十二月	奥殿	役所	候事	其方儀年來心懸實躬ニテ農業格別ニ技出積功 候段神妙之事ニ候依之爲御褒美金五百匹被下	松井清吉	押手村	記	明治四庚午年十二月龍岡藩ヨリ舊押手村平民 農松井清吉ノ農業積功ヲ稱譽セラレ金五百匹 ヲ賜ハル其褒詞ノ記ニヨク
----	-----	----	----	----	--	------	-----	---	--

〈通し番号 40〉



明治 4 (1871) 辛未年 12 月、龍岡藩から旧押手村の平民農の松井清吉の農業の積功を褒め称え、金 500 匹をたまわる。その褒詞の記録によると

←平民農：平民で農民？

※これと次の 41 は、褒美をしたいから
金をくれと役所に願い出た記録？

記

押手村

松井清吉

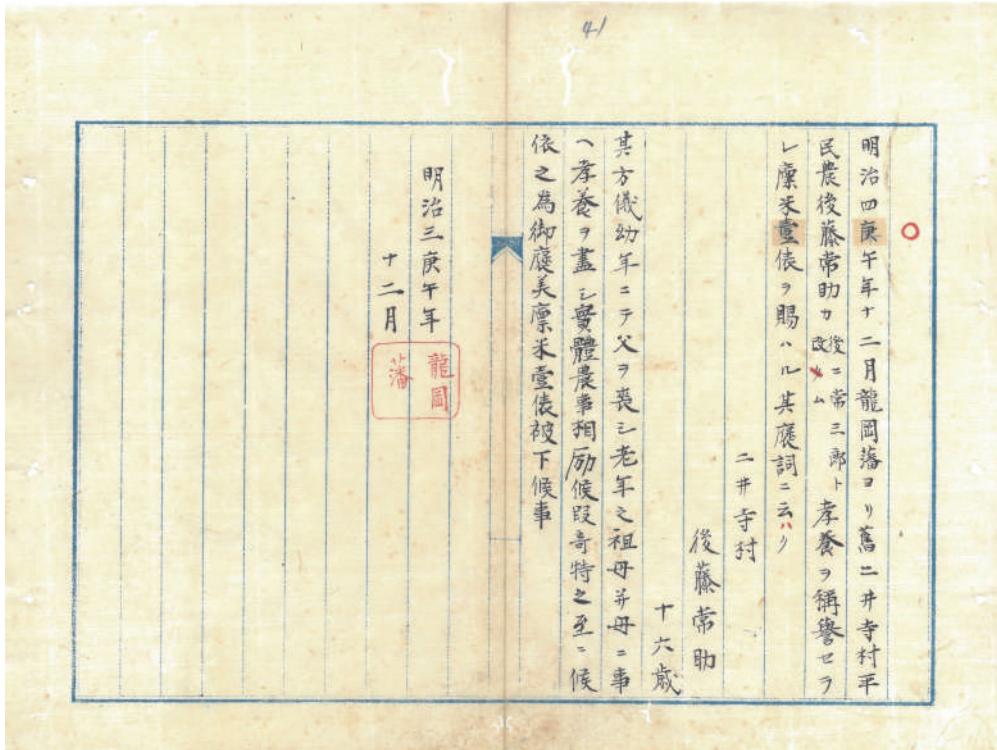
43 歳

その方は儀年來心がけが実体で、農業で格別に抜きん出た積功である。感心なことであるので、このため御褒美金 500 匹をいただきたい。

※奥殿：奥殿藩のこと。加茂郡や信濃国佐久郡にも領地があった。

庚午 奥殿

十二月 役所



〈通し番号 41〉

○

明治 4 (1871) 辛未年 12 月、龍岡藩から旧二井寺平民農の後藤常助が（後に常三郎と改める）親によく孝行を尽くして褒め称えられ、
廩米 1 傕をたまわる。その褒詞の記録によると

二井寺村

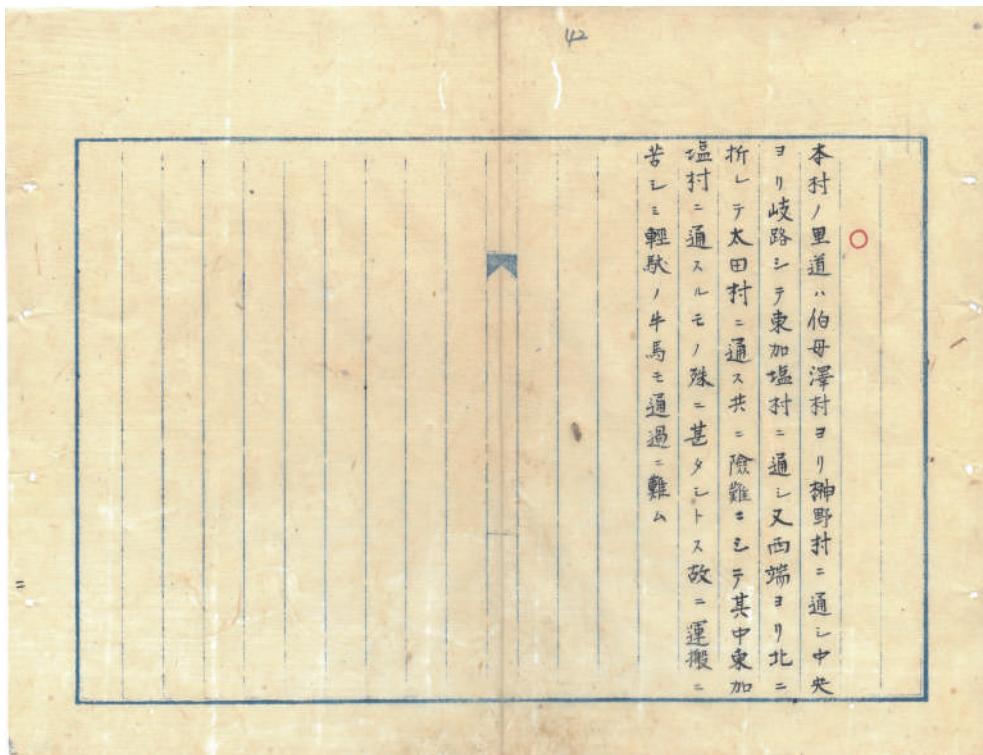
後藤常助

16 歳

その方は儀幼年のときに父を亡くし、老年の祖母と母につかえ、孝行を尽くして実体農事にも励んだ。奇特なことであるので、このため扶持米として米 1 傕をいただきたい。

明治 3 (1870) 庚午年

12 月 (手書きで龍岡藩の印)

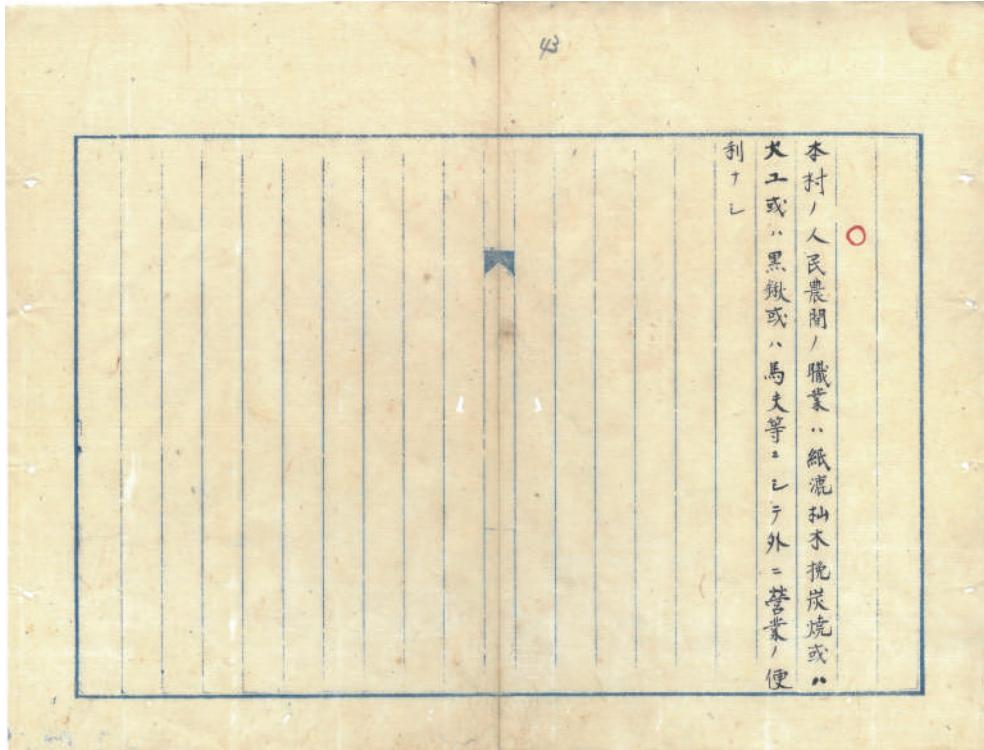


〈通し番号 42〉 里道のこと

○

本村の里道は伯母沢村から神野村に通じ、中央から分かれて東加塩村に通じ、また西の端から北に折れて、太田村に通じる。ともに険しく困難で、その中でも東加塩村に通じるものは特にひどいため、運搬に苦しみ軽駄の牛馬も通過するのが難しい。

※軽駄：大きくないこと？

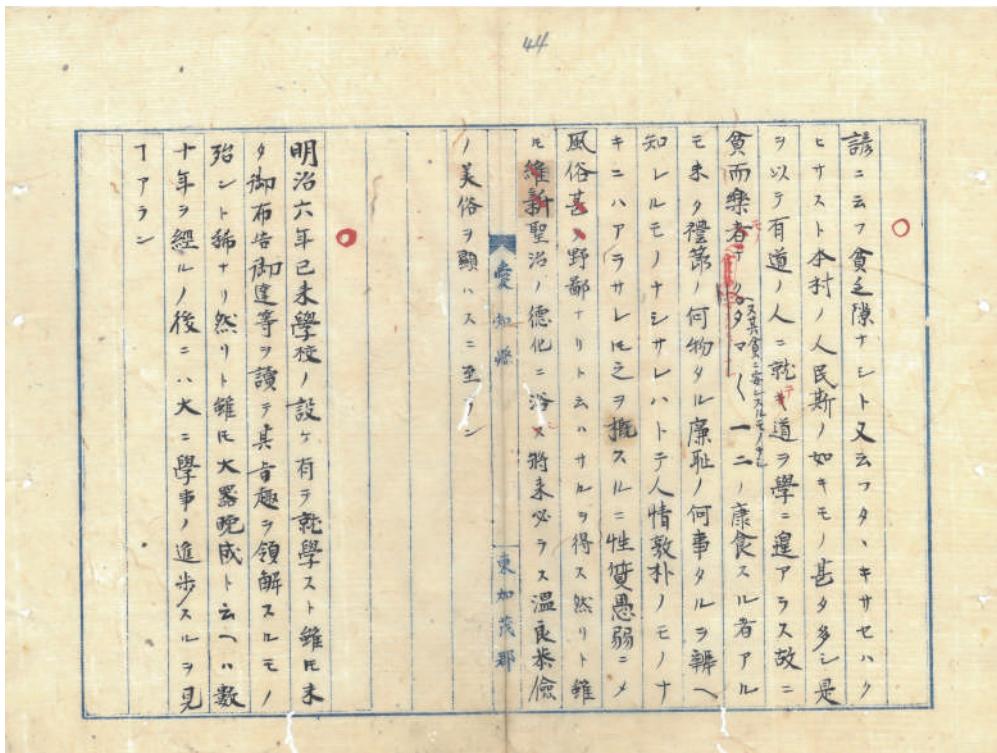


〈通し番号 43〉 農間仕事

○

本村の人民の農間の職業は、紙すき、材木作業、木挽き、炭焼き、
あるいは大工、黒鍬、あるいは馬夫などである。ほかに利益を得る
よい方法はなかった。

※ 黒鍬くろくわ：城内の掃除や荷物の運搬などの雑役に従事した者。



〈通し番号 44〉 村民の性質

○

諺でも貧乏隙なしといい、また言うたたきさせはくひさすと本村の人
民でもそういう者が大変多い。それゆえに有道の人について道を学
ぶには遑がなく、そのため貧しく、すなわち樂をする者がなく、また
その貧しいことに安んずる者もない。たまたま1、2の康食をする者
はあるものの、いまだ礼節が何物であるか、廉恥の何事であるかを
弁へ知れるものはない。だからといって人情があり正直で飾り気がな
いものもないわけではないが、これをまとめると性質が愚弱で風俗が
卑しいといわざるをえない。そうはいっても、聖治の徳化に浴して將
来必ず温良恭儉の美俗をあらわすようになるだろう。

←たたきさせはくひさすと?

←隙: ひま?

※有道: 正しい道にかなっていること。

徳業をなすこと。

←遑: ひま?

←康食?

←弁へ知れる?

※廉恥: 心が清らかで、恥を知る心が
つよいこと。

※恭儉: 人にはうやうやしく、自分は慎
み深くすること。

○

明治6(1873) 癸酉年、学校の設立があり修学するといつても、いま
だにご布告やお達などを読んでその旨趣を了解する者はほとんどい
ない。そうではあるが、大器晚成というように数十年を経た後には大
いに学事が進歩するのを見ることがあるだろう。

○ 愛知縣廳
資金寄附
額表

本村ハ神野村第九中學區内五拾八番能見學校
聯區ナリ明治八年九月より明治十二年六月マテ
割濟之法ヲ以テ支出スル所ノ資金高左ニ詳記ス
合計金百三拾萬圓拾三錢

名	譯	金	主
安藤徳治郎		金五圓大錢	
松井喜代造		金壹圓四拾壹錢八厘	
後藤勝平		金壹圓七拾武錢五厘	
後藤仙治郎		金六圓九錢五厘	
東加茂郡		金壹圓三錢五厘	
安藤サヨ		金貳圓拾八錢五厘	
柴田源六		金貳圓五錢四厘	
鈴木銀五郎		金貳圓四拾九錢貳厘	
後藤治六		金四圓拾四錢	
後藤鹿造		金拾壹圓五拾錢	
後藤多吉		金拾壹圓八拾八錢三厘	
松井藤八		金壹圓四拾壹錢八厘	
後藤伊平		金壹圓三拾四錢	
松井市平		金五圓六拾七錢三厘	
松井岡太郎			

〈通し番号なし〉能見学校への寄付金



本村は神野村第九中学区内 58 番の能見学校の連区である。明治

※能見学校：旭町誌 p325 参照。

8 年 9 月から明治 12 年 6 月まで割済の法で支出する資金高を左に

←割済の法：割賦？

詳しく記す。合計金 132 円 13 錢。

内訳

金 5 円 6 錢 安藤徳治郎

愛知県庁より資金寄付の褒状を下附された。その文によると、金 5 円 6 錢、安藤徳治郎は儀能見学校へ頭書の金額を明治 8 年から本年まで年賦で寄付をしていた。たいへん感心なことであるので褒めおく。

明治 12 年 11 月 18 日

愛知県

寄付金額 10 円未満の者に褒賞の記載があるので異なることはない。よって更にこれを記載しない。

金 1 円 41 錢 8 厘 松井喜代造

金 1 円 72 錢 5 厘 後藤勝平

金 6 円 9 錢 5 厘 後藤仙治郎

金 1 円 3 錢 5 厘 安藤ヒヨ
金 2 円 16 錢 5 厘 柴田源六
金 1 円 5 錢 4 厘 鈴木銀五郎
金 2 円 49 錢 2 厘 後藤治六
金 4 円 16 錢 後藤鹿造
金 1 円 41 錢 8 厘 松井藤八
金 10 円 50 錢 後藤伊平

県庁より資金の寄付を褒賞され、木盃 1 個を賜った。その記録に
よると

金 11 円 50 錢、後藤伊平は能見学校（頭書の金額は明治 8 年
から本年まで年賦で寄付をしていた。たいへん感心なことである
のでその賞として木盃 1 個を下賜する。

明治 12 年 11 月 18 日

愛知県

金 11 円 88 錢 3 厘 後藤多吉

同じく木盃 1 個を賜る。褒状は上に同じ。

金 1 円 34 錢 松井市平

金 5 円 67 錢 3 厘 松井周太郎

45

金八拾八錢武星	松井平八
金八拾四錢三星	松井かく
金壹圓九拾五錢五厘	後藤彌十
金八圓八拾九錢三厘	後藤宮松
金八圓四錢三厘	松井喜平
金九拾貳錢	松井清吉
金壹圓三拾四錢武星	鈴木末吉
金三圓六拾八錢	鈴木弥八
金壹圓八拾錢武星	鈴木惣吉
金武圓四拾九錢武星	鈴木善造
金四圓四拾錢八厘	東加茂郡 松井清九郎
金四圓四拾八錢五厘	鈴木辰治郎
金二圓九拾四錢八厘	松井辰治郎
金壹圓六拾四錢八厘	鈴木惣七
金三圓七拾壹錢八厘	鈴木龜吉
金武圓五拾大錢八厘	堀田猶吉
已上舊押手村之分	小日枝亮具 鈴木忠六 後藤芳人郎

〈通し番号 45〉

金 88 錢 2 厘	松井平八
金 84 錢 3 厘	松井かく
金 1 円 95 錢 5 厘	後藤彌十
金 8 円 89 錢 3 厘	後藤宮松
金 8 円 4 錢 3 厘	松井喜平
金 92 錢	松井清吉
金 1 円 34 錢 2 厘	鈴木末吉
金 3 円 68 錢	鈴木弥八
金 1 円 80 錢 2 厘	鈴木惣吉
金 2 円 49 錢 2 厘	鈴木鈴平
金 4 円 40 錢 8 厘	松井清九郎
金 4 円 48 錢 5 厘	鈴木善造
金 3 円 94 錢 8 厘	松井辰治郎
金 1 円 64 錢 8 厘	鈴木惣七
金 3 円 71 錢 8 厘	鈴木龜吉
金 2 円 56 錢 8 厘	堀田猶吉

以上、旧押手村の分。

金 8 円 43 錢 3 厘 小日枝亮具

金 6 円 13 錢 3 厘 鈴木忠六

金 3 円 83 錢 3 厘 後藤芳太郎

46

金三圓四拾五錢	森田茂平
金三圓六錢七厘	後藤常三郎
金壹圓九拾壹錢七厘	山口た(?)ま
金壹圓九拾壹錢七厘	後藤喜平
金壹圓九拾三錢六厘	鈴木吉五郎
以上萬二井寺村之分	

〈通し番号 46〉

金 3 円 45 錢 森田 茂平

金 3 円 6 錢 7 厘 後藤 常三郎

金 1 円 91 錢 7 厘 山口た(?)ま

金 1 円 91 錢 7 厘 後藤 喜平

金 1 円 93 錢 6 厘 鈴木 吉五郎

以上、旧二井寺村の分。

←金額が半端なのは必要額を世帯で
割ったから？



本村は榎野村郵便局の配達部内にある。

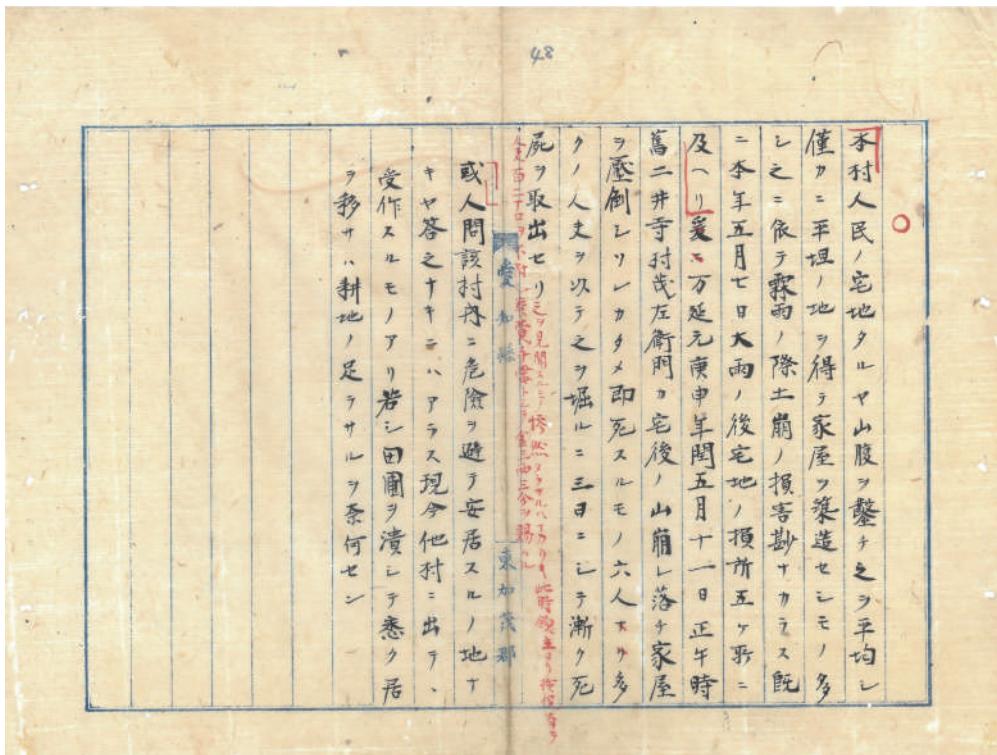
47

愛知縣廳	合四里三拾町餘	酉之方
郡役所	貳里貳拾八町餘	未之方
東海道岡崎驛	拾里拾八町餘	未之方
足助村	貳里貳拾八町餘	未之方
舉母村	八里	申之方
岐阜縣下岩村	七里	子丑之方

〈通し番号 47〉 主要都市までの距離



- | | | |
|---------|------------|------------|
| 愛知県庁へ | 14里 30町あまり | 酉（西）の方 |
| 郡役所へ | 2里 28町あまり | 未（南南西）の方 |
| 東海道岡崎駅へ | 10里 18町あまり | 未の方 |
| 足助村へ | 2里 28町あまり | 未の方 |
| 举母村へ | 8里 | 申（西南西）の方 |
| 岐阜県下岩村へ | 7里 | 子丑（北北東やや北） |
| の方 | | |



〈通し番号 48〉 万延元年の山崩れ

○

かのえさる
万延元（1860）庚申年閏5月11日の正午、旧二井寺村の茂左衛門の家の後ろの山が崩れ落ち、家屋を圧し倒し、そのため即死するものが6人、多くの人夫が3日がかりで掘り、ようやく死体を取り出した。これを見き聞するものは慘然たるありさまであった。このとき領主より検視があり、人夫20口を下附し、葬費手当として金3両3分をくださった。

本村人民の宅地といえば山腹をうがって平らにし、わずかに平坦な土地をつくって家屋を築造したものが多い。そのため長雨の際に土砂崩れの損害が少くない。すでに本年5月7日の大雨の後、宅地の損所が5ヶ所出ている。

ある人が該当の村の中に危険を避けて安居できる地はないのかと聞いたところ、ないわけではない、現に今、他村に出て受作をするものもある。もし田をつぶしてすべての居を移した場合、耕地が足りなくなるのはどうしたらよいだろうか。

←受作：請作？

49

慶應元丑年東海道岡崎驛助郷指村トナリ
人足九拾九人三分
此雇賃金拾貳兩壹分貳朱ト錢貳百四拾貳文ヲ
支出ス
慶應二寅年八月ヨリ東海道二川驛ノ助郷指村
トナリ
勤高四拾三石七升ノ掛リ
金拾壹兩貳分貳朱ト銀貳分三厘ヲ支出ス
慶應四辰年ヨリ東海道豊橋驛ノ助郷指村トナリ
トナリ
勤高正取米三拾四石貳斗七才ノ掛リ
金五拾四両ト錢四貫三文ヲ支出ス
合計
勤高正取米三拾四石貳斗七才ノ掛リ
金七拾八両ト錢四貫貳百四拾五文銀貳分三厘
石ハ舊押手村ヨリ調達セレ折ナリ舊二井寺村
之儀ハ石同時一帳之指村トナリ金員若干ヲ調
達セシモノナレバ當時ノ助郷帳簿紛失ニ付勤
高人數雇賃金等今取調ヘカタシ

〈通し番号 49〉 助郷

○

慶應元 (1865) きのどうし 乙丑年、東海道岡崎駅の助郷指定村となる。

人足 99 人 3 分

この雇賃は、12 両 1 分 2 朱と錢 242 文を支出する。

慶應 2 (1866) 寅年、8 月から東海道二川駅の助郷指定村となる。

勤高は 43 石 7 升の掛け

金 11 両 2 分 2 朱と銀 2 分 3 厘を支出する。

※助郷：街道宿駅の常備人馬だけでは
継ぎ送りに支障をきたす場合、補助的
に人馬を提供する宿駅近傍の郷村。

※二川：豊橋市二川宿。←遠い

←掛け？

慶應 4 (1868) 辰年から、東海道豊橋駅の助郷指定村となる。

勤高は正取米 34 石 2 斗 7 才の掛け

金 54 両と錢 4 貫く 3 文を支出する。

合計

金 78 両と錢 4 貫 245 文と銀 2 分 3 厘。

←結構高額な支出。

石は旧押手村から調達したところである。旧二井寺村の儀は石と同

時に一般の指定村となり、金額の若干を調達するものとなつたが、

当時の助郷帳簿が紛失してしまつたため、勤高・人数・雇賃などを

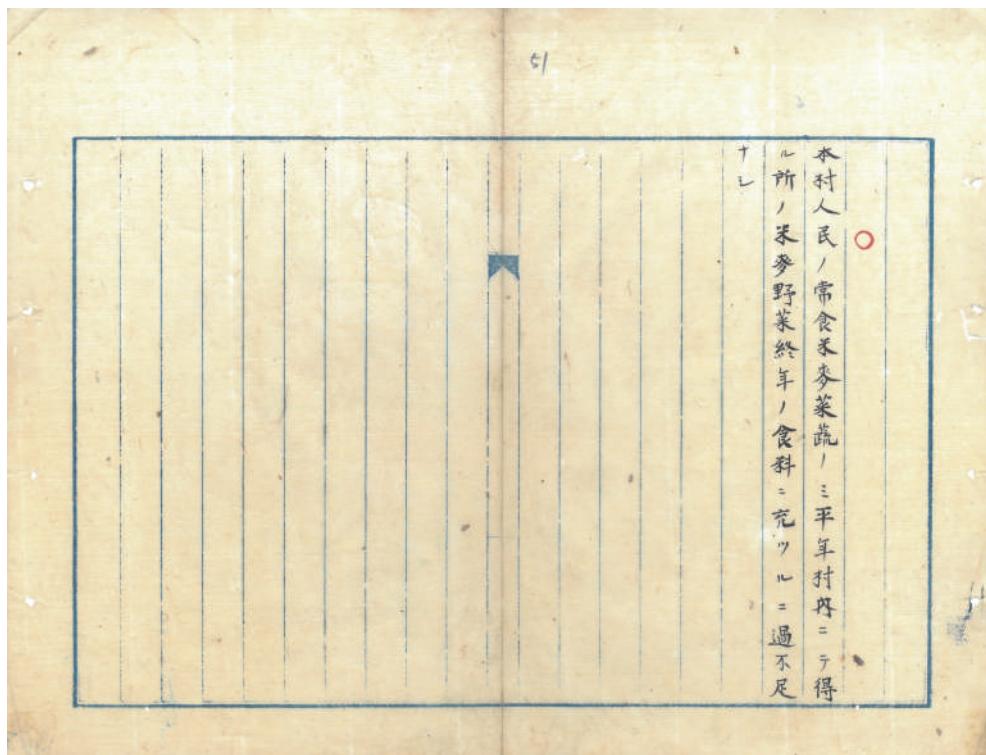
現在調べることは難しい。



〈通し番号 50〉 文政 6 年の伝染病

○

文政 6 (1823) 癸未年 5 月から 7 月までの間、伝染病に (病名
は不詳、その容体は激しい下痢) かかり、死亡する者が 20 名いた。
村民でこの患難を逃れた者は 3 戸に過ぎない。ただし、旧押手村
ではあったが旧二井寺村にはなかった。文久 2 (1862) 壬戌年に
麻疹が流行し、年齢 27 ~ 8 歳以下は乳児にいたるまで逃れた者は
なかった。



〈通し番号 51〉 村民の常食

○

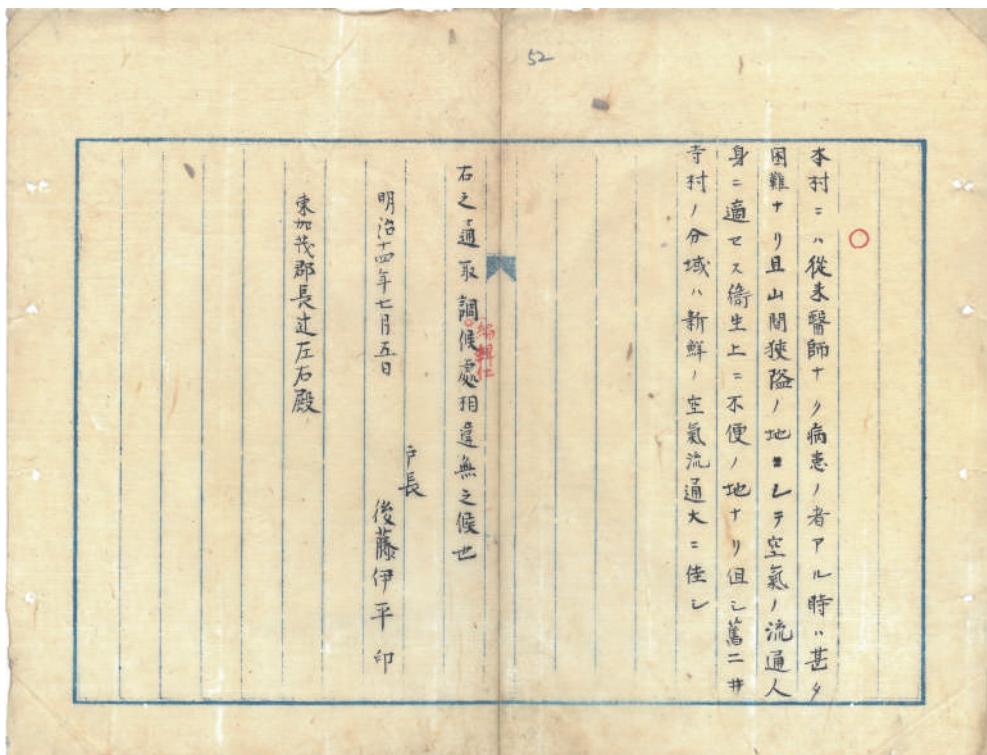
本村の人民の常食は、米・麦・野菜のみである。平年村内で得られる米・麦・野菜は1年の食料に充てるのに過不足はない。



〈通し番号なし〉

○

(修正の跡があるだけで本文なし)



〈通し番号 52〉 師と健康

○

本村には從来医師はおらず、病気にかかる者があると大変困る。かつ山間の狭隘な地であるので、空気の流通が人身に適當ではなく、衛生にも不便な地である。ただし、旧二井寺村の分域は新鮮な空気が流通し、大いによろしい。

←山奥で狭い土地だと空気が悪い？

右の通り調べ編集したこと、相違なはない。

明治 14 年 7 月 5 日 戸長 後藤伊平 印

東加茂郡長辻左右殿

【まとめと解説】

〈押井村誌の構成〉 ※数字は鉛筆書きの通し番号

■村の概要

- ・村の位置関係 (2)
- ・村の概要 (3)
- ・村の境界と距離 (4)
- ・村全体の反別・地価金・地租金とその内訳（おそらく村誌編纂時のもの）(5～7)
- ・戸数 (8)
- ・戸数・人口・地味・土地の特徴など (9)
- ・肥料・村の起源・属した庄 (10)

■村の歴史

- ・沿革 (11)
- ・区画変更の経緯 (12)

■反別と年貢

- ・寛永年中まで（押手と二井寺が一村落だった頃）の反別と年貢 (13～14)
- ・旧押手村の石高・年貢・内訳および改正反別
(15～18)
- ・旧二井寺村の石高・年貢・内訳および改正反別
(19・20)
- ・年貢の減免が行われた理由 (21)
- ・旧押手村の減免後の年貢（宝暦10年）(22・23)
- ・旧二井寺村の減免後の年貢（宝暦10年）(24)
- ・寛永6年の検地 (25)

■村のリーダー

- ・旧二井寺村の歴代庄屋 (26・27)
- ・旧押手村の歴代庄屋 (28)
- ・明治10～14年の担当村 (29)

■寺社

- ・神明社 (30・31)
- ・熊野神社 (32)
- ・御鍬神社（通し番号なし）
- ・普賢院 (33～36)

■言い伝え

- ・旧二井寺村・東垣内の宝篋印塔 (37)
- ・旧二井寺村・西垣内の古松 (38・通し番号なし)

■褒賞

- ・孝行者と働き者の褒賞 (39～41)

■村・村民のこと

- ・里道のこと (42)

- ・農間仕事（43）

- ・村民の性質（44）

■能見学校への寄付金

- ・能見学校への寄付金（通し番号なし～46）

■周辺都市との位置関係

- ・主要都市までの距離（47）

■災害

- ・万延元年の山崩れ（48）

■助郷

- ・助郷（49）

■病気

- ・文政6年の伝染病（50）

■暮らし

- ・村民の常食（51）

- ・医師と健康（52）

押井村は、明治11（1878）年から、明治22（1889）年までの11年間、制度が移行するはざまに存在した村である※。この草案は明治14（1881）年、江戸時代の暮らしが残る山間の村に明治の新制度が押し寄せてきた時期に編纂された。区画変更の経緯（11・12）などは、当時地方制度が二転三転していたことが伺えて興味深い。

村誌が起草された経緯は説明がないので不明である。押井町には草案のみが残され、実物は県か郡に提出したと思われるが、愛知県公文書館の所蔵資料検索では見つからなかった。

内容は、村の概要から戸数、反別、年貢、農業、寺社、学校への支出金、言い伝え、暮らしまで幅広く、反別・年貢・寄付金などの記録に多くが割かれている。編纂にあたり改めて調査をした形跡もみられるが、帳簿や記録など、この時点で紛失していたものも多いようである。寺社では普賢院についての記述が手厚く、村民の関心が高かったことが伺える。しかし、裏付けとなる史料の不足により言い伝えの域を出ていないことが残念である。農間仕事や病気・災害など実際の暮らしぶりに触れた箇所もあるが、これも史料の不足からか、多くはない。

村の発生については、全国的にも現存する史料が限られるため不明であるのはいたし方ないところだが、どんな人々がどういった経緯で住み始め、村を形成していったかはたいへん気になるところである。また、入会地や水路などの共有地管理、講、祭り、寄り合い、身分構成（本家・分家等）、自作・小作などについても触れられていないため、人々がどのような人間関係を築いて村を治め、生活を送っていたかは、他の史料に期待したい。

※明治11（1878）年：二井寺村と押手村が合併し、押井村が誕生。

明治22（1889）年：杉本村・東加塩村・押井村・万根村・菊田村・榎野村・有間村・笛戸村・市平村・池島村・大坪村・東萩平村が合併し、野見村が誕生。

2021.7.9 文責：佐藤則子